

神奈川県市長会からの「平成30年度 県の施策・  
制度・予算に関する要望」に対する措置状況

2018/3  
平成30年3月  
神奈川県

## 目 次

### 重点要望事項

1	地震防災対策の充実強化.....	1
2	都市税財源の充実強化.....	3
3	社会福祉施策の充実.....	5
4	国民健康保険事業の財政運営の安定化 .....	7
5	地域保健医療対策の充実.....	7
6	教育行政の充実.....	11
7	都市環境行政の推進.....	14
8	都市基盤の整備.....	16

### 要望事項

【安全・安心】 .....	18
【地方行財政】 .....	20
【都市振興】 .....	23
【子育て・健康・福祉】 .....	24
【教育・文化】 .....	35
【環境・エネルギー】 .....	37
【基地対策】 .....	40
【まちづくり・産業】 .....	42

---

## 重点要望事項

---

### 1 地震防災対策の充実強化

---

#### <要望事項>

神奈川県では、都心南部直下地震、三浦半島断層群の地震、神奈川県西部地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震などの発生が想定されています。また、県内では全域が首都直下地震対策特別措置法に基づく「首都直下地震緊急対策区域」に、27市町が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、13市町が「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されています。

平成27年に神奈川県が東日本大震災後初めて実施した地震被害想定調査報告書では、地震、津波による甚大な被害が想定されており、県内の地震防災対策をより一層強化することが必要です。

については、地震防災対策の更なる強化を図るため、次の事項について要望します。

#### 1 地震防災対策の支援体制の拡充

(1) 神奈川県沿道建築物耐震化支援事業費補助金について、第1次緊急輸送道路に加え、第2次緊急輸送道路及び市が指定する緊急輸送道路補完道路の沿道建築物についても対象とするよう拡充を図ること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

県では、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、緊急輸送道路沿道の建築物について耐震化を促進することが必要と考えております。

ただし、県が指定している緊急輸送道路は、約2,000kmあることから、緊急輸送道路のうち、災害時の緊急輸送の骨格をなす第1次緊急輸送道路約1,500kmの沿道建築物を優先し、市町村と連携して補助することにより耐震化を促進することといたしました。

今後、第1次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の進捗状況をみながら、必要に応じて、第2次緊急輸送道路や市町村が指定する補完道路の沿道建築物の耐震化支援についての対応を検討してまいります。

---

#### <要望事項>

(2) 神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金について、内部留保を行わず、所要額を年度当初に交付すること。また、経常的に必要となる維持管理に係る経費及び昭和56年5月以前に建てられた旧耐震基準木造住宅の除却に係る経費も補助対象とするよう拡充を図るとともに、補助額、補助率を引き上げること。

#### 《措置状況》【安全防災局】

「市町村地域防災力強化事業費補助金」は、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対して支援することとしており、補助対象は機能強化に関するものに限っております。そのため、維持管理などの経常経費は、補助対象としておりません。また、住宅の揺れ対策にかかる補助対象、補助額・率について、現時点で見直しは考えておりません。

なお、年度途中で局所的な災害等が発生し、市町村単独での対応が困難な場合に迅速に対応できるよう、補助金の一部を当初留保していますが、具体的な事象がなければ、留保額は、追加交付する対応をとっております。

---

#### <要望事項>

#### 2 津波対策の強化

浸水想定域への避難施設設置等、新たな津波浸水想定を踏まえた津波防災対策に対する支援を行うこと。また、津波防災地域づくりの推進計画の策定や総合的な津波防災対策について、沿岸

市町と十分協議するとともに、国が示す知見や制度に係る情報提供や技術的支援を行うこと。

#### 《措置状況》【安全防災局・県土整備局】

県では、平成28年度に「市町村地域防災力強化事業費補助金」を創設し、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化いたしました。この事業において、引き続き津波対策を支援してまいります。

また、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行ってまいります。

津波防災対策は、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」や沿岸市町との意見交換会を通じて、国の知見や制度に係る情報提供や協議を行うなど、沿岸市町と緊密に連携をとりながら進めてまいります。

また、津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定に当たっては、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術支援を行ってまいります。

---

## 2 都市税財源の充実強化

---

### ＜要望事項＞

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や国庫補助負担金の充実、地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充や国庫補助負担金の実態に即した改善による都市自治体の超過負担の解消などが求められています。

については、都市税財源の充実等を図るため、次の事項について要望します。

#### 1 都市税財源の充実確保

(1) 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また消費税率10%段階において更に拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局】

地方の税源の偏在是正に当たって、法人住民税の一部を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方として極めて不適切です。地方の税源の偏在是正は、国から地方への税源移譲等により地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うよう、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

(2) 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施する際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局】

地方分権の推進に当たっては、税源移譲により自主財源を確保することが重要であり、また、臨時財政対策債については、本来の地方交付税に還元することが必要であると認識しております。

今後とも、地方税財源の充実が図られるよう、全国知事会など地方六団体を通じて、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....  
<要望事項>

(3) ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局・総務局】

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理など各種行政サービスを享受していることに着目して利用者に負担していただく税であり、また、ゴルフ場が所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、県としても堅持するよう、県内選出国會議員に対する働きかけや全国知事会等を通じて要望しております。

平成30年度税制改正において、制度が維持されることとなりました。

.....

<要望事項>

(4) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）においては、対象団体を限定せず、全ての地方公共団体に適用するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

いわゆる「企業版ふるさと納税」については、地方創生の取組を企業の応援により進めていくという趣旨は理解するところですが、神奈川県内の市町村においても、人口減少・急速な高齢化などの課題に直面しており、地方創生に積極的に取り組んでいかなければならない状況は、変わりありません。

このため、県は、市長会及び町村会とともに、県内全市町村が「企業版ふるさと納税」の対象となるよう国に要望してきましたが、今後とも機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

2 国庫補助負担金の充実

(1) 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等は、都市財政を圧迫するため、行わないよう国に働きかけること。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図るよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

国庫補助負担金の削減等に当たっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、国に働きかけてまいります。

また、国庫補助負担金の地方超過負担についても、未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、併せて機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

(2) まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、新たに地方公共団体に事務的負担を強い地域再生法に基づく交付金とは別に、地方版総合戦略に対する補助金等の交付とするよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

県では、地方創生に関連する予算の十分な確保について、全国知事会を通じて国に要望を行っております。

国では、地方版総合戦略の本格的な推進に向け、地方創生の深化を図る支援策として、地域再生法の一部を改正し、平成28年度に「地方創生推進交付金」を新たに創設いたしました。地方版総合戦略に位置付けられた自治体の自主的・主体的な取組で先導的な事業を複数年にわたり安定的・継続的に支援していくものとして、国の平成29年度当初予算に1,000億円（地方負担2分の1）が計上され、平成30年度については1,000億円の予算額となっています。

県では、市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保されるよう、国に求めてまいります。

一方、地方創生推進交付金については、その制度に関して課題が多く、県として、これまで国に対して、地方公共団体の意見を踏まえた制度設計を行うよう、全国知事会を通じて要望を行うとともに、県からも直接要請を行ってきたところです。

これらの要望を受け、国では、平成28年度第2回申請分から申請事業数の上限引き上げや申請要件の緩和等の制度見直しが段階的に行われており、平成30年度の交付金申請にあたっては、交付上限額の引き上げやハード事業割合の緩和が行われていますが、依然として交付要件や運用上の制約が多いなど、必ずしも地方公共団体にとって使い勝手のよい交付金とは言い難い状況です。

こうした状況を踏まえ、県として、今後も引き続き、機会を捉え制度の改善について国に求めてまいります。

.....  
<要望事項>

3 新たな公債費負担軽減対策制度の創設

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、公的資金補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図るよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施され、25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、25年度限りで制度が廃止されたところです。

しかしながら、臨時財政対策債による公債費の増加などにより、県内市町村も厳しい財政状況にありますので、公債費負担の軽減については、引き続き、国に働きかけてまいります。

なお、県独自の公債費負担の軽減策として、過去に県内市町村が、公共施設等整備のために民間金融機関等から借入した資金を、低利の市町村振興資金貸付金へ借換できることとし、平成27年度から実施しております。

.....  
<要望事項>

4 普通交付税不交付団体の較差解消及び特例債の創設

厳しい財政状況の中、財政力指数による国庫補助金等の較差が設けられるなど、普通交付税不交付団体を理由に財政負担を余儀なくされ、財政運営に苦慮しているため、不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

市町村が自立的かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めてまいります。

### 3 社会福祉施策の充実

#### <要望事項>

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。一方で、高齢者福祉施策の柱である介護保険制度では、国庫支出金の実質交付率の減に伴う第一号被保険者の保険料額の上昇、障害者福祉施策のひとつである重度障害者医療費助成制度や生活貧困者を支える生活保護制度では、対象者の増等に伴う自治体費用の負担増などの課題に直面しています。

については、介護保険制度などの社会福祉施策を円滑に進め、一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### 1 介護保険制度における国庫負担の拡充

介護保険第一号被保険者の保険料負担への影響を軽減するため、介護給付費負担金の国庫負担を25%の定率とし、調整交付金を別枠とするよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護給付費財政調整交付金については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しております。

#### <要望事項>

#### 2 重度障害者医療費助成制度の充実

重度障害者医療費助成制度について、対象者を精神障害者の1級の入院及び療育手帳B1の方まで拡大すること。ただし、対象者・対象範囲の拡大に当たっては、市町村の財政負担が増大することのないよう各市町村の意見を取り入れ、県補助金の負担率を100%とするなどの財政措置をすること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

また、地域間で助成対象者に格差が生じないよう、全国統一の制度を創設し、国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

県の補助対象は、身体障害者1・2級、IQ35以下、身体障害者等級3級でかつIQ50以下、精神障害者等級1級の重度障がい者（精神障害は通院に係るもの）が対象となっておりますが、療育手帳B1の方や、精神障害1級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しております。

また、重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めておりますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、制度の様々な課題について引き続き市町村と協議してまいります。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

.....

<要望事項>

3 市町村地域生活支援事業に対する国庫負担強化

障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しております。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しております。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しております。

併せて、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。今後とも機会を捉えて継続的に要望してまいります。

.....

<要望事項>

4 生活保護負担金の全額国庫負担化等

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするとともに、外国人に係る保護の決定、調査等に関する根拠法令の整備を早期に行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

生活保護費負担金については、平成29年7月「全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」を通じ、全額国庫負担とすることについて国に要望しております。

外国人に対する保護については、厚生省社会局通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）により取り扱っており、これにかかる地方の負担についても、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところですが、交付金の充実については今後も国に要望してまいります。

.....

<要望事項>

5 生活困窮者自立支援法関係支援事業の全額国庫負担化

自治体が積極的に行ってきた生活困窮者自立支援制度が全額国庫補助であったのと同様に、生活困窮者自立支援法における各種支援事業については、市町村の負担超過とならないよう、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されておりますが、県では、国に、生活困窮者に対する自立支援について、十分な財源措置を講じるよう働きかけております。



---

## 4 国民健康保険事業の財政運営の安定化

---

### <要望事項>

国民健康保険制度は、地域住民の医療の確保と健康の保持増進に貢献している一方で、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。

こうした状況の下、国保保険者においては、円滑な事業運営を進めるため、高騰する医療費等に対し、適正な保険料税の賦課や国県支出金の確保などに加え、一般会計からの繰入（法定外）も余儀なくされるなど、財政収支の均衡を図るための財源確保を常に求められているところです。

ついては、国民健康保険事業の財政基盤の更なる安定を図るため、次の事項について要望します。  
国民健康保険の国庫負担の減額措置の撤廃

自治体が行う医療費助成事業など地方単独事業に対する国庫負担金の減額措置について、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については減額措置を行わないこととされ一部改善されたが、全面的に撤廃するよう国に働きかけること。

### 《措置状況》【保健福祉局】

国による福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等への削減措置は、国が本来果たすべきセーフティネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものです。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて、未就学児までの医療費助成については、同年12月、平成30年度から減額措置を行わないこととされたところですが、県としても、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会等を通じて、国庫負担金等への削減措置の全面廃止について国へ働きかけを行っております。

---

## 5 地域保健医療対策の充実

---

### <要望事項>

全ての人々が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実させることが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが必要です。

なかでも医療体制の維持にあっては、産科、小児科医師等の不足が深刻な状況になっており、医師の確保や医療環境の整備・確保などが喫緊の課題になっています。

また、少子化が進展する中、子育て世代が安心して出産、子育てができるよう医療助成などの支援も必要となっています。

ついては、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### 1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持

(1) 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師が充実して働けるような医療環境の整備並びに医師及び看護師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国に働きかけること。

また、産科医が不足している地域の危機的状況に対し、周産期救急医療システムにおける医療圏格差の解消や産科医師等分娩手当補助事業の拡充を図ること。

### 《措置状況》【保健福祉局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県

内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおります。

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望するとともに、新専門医制度については、運用に当たっての役割分担を明確にするよう日本専門医機構に要望しているところです。

産科、小児科をはじめとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も、効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会を捉え国に働きかけてまいります。

特に産科医不足は、人材育成に時間を要することもあるため、学生や研修医に早い段階から産婦人科の魅力に触れる機会を提供する事業を実施しておりますが、少子化対策は喫緊の課題であることから、今後も安心安全な分娩提供体制の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組むとともに、必要に応じて国へ要望してまいります。

.....  
**<要望事項>**

- (2) 軽症から急性期まで様々な症状に応じた医療連携体制を強化するため、既存の休日夜間診療所の運営や二次救急医療に対する補助などの総合的な救急医療体制の整備・充実を図ること。

**《措置状況》【保健福祉局】**

産科、小児科をはじめとする救急医療の充実に向けては、患者の症状に応じた適切な医療が受けられるよう救急医療体制の整備を進めるため、今後も、効率的で切れ目のない総合的な医療体制の整備に努めるとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用し事業が実施できるよう、機会を捉え国に働きかけてまいります。

なお、救急医療体制の確保に当たっては、医師の確保も重要であり、中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことにより、医師の確保に向けて取り組んでおります。

.....  
**<要望事項>**

**2 医療従事者の養成・確保に対する支援**

- (1) 地域における安定した医療環境の確保のため、医師や看護師などの医療従事者の処遇改善や勤務環境改善等必要な措置を積極的に講じるよう、医師が不足する地域の病院等に対し、医師の派遣や十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県においては、深刻な医師・看護師不足に対応するため、医師・看護師等の修学資金の拡充を図るなど、医師の確保、看護師の養成・確保について必要な措置を講じること。

さらに、県立足柄上病院を含む県立病院における医師の確保などの医療体制の充実を図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用した積極的な対策を講じること。

**《措置状況》【保健福祉局】**

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望するとともに、新専門医制度については、運用に当たっての役割分担を明確にするよう日本専門医機構に要望しているところです。

医師養成にあたっては、中長期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金

の貸付けを行うことで、県内の特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおります。

また、診療科は医師本人の意向により選択されるものであることを踏まえ、地域医療支援センターにおいて、医師を目指す学生や研修医に本県の現状と課題を啓発する機会を提供するよう取り組んでおります。

看護職員の確保対策については、修学資金の貸付け、民間看護師等養成施設への施設整備費や運営費の補助に加え、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修事業、院内保育所に対する助成等に取り組んでいるところです。今後も「地域医療介護総合確保基金」を活用し、看護職員の確保に向けて取り組んでまいります。

さらに、県立病院について、県は、地方独立行政法人神奈川県立病院機構の中期目標において、多様な採用方法などにより、質の高い医療人材の確保に努めるよう指示しております。

---

#### <要望事項>

- (2) 地域の基幹病院が、三次救急医療や周産期救急医療を担う病院としての機能を維持するに当たり、麻酔科医不足が深刻なことから、常勤麻酔科医の確保について、抜本的な対策と財政措置を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の麻酔科医などの特定診療科の医師確保に向けて取り組んでおります。

医師不足及び医師の勤務環境を改善するには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、医師養成数の増加のため、引き続き臨床研修制度における募集定員を引き上げることなどを国に要望するとともに、新専門医制度については、運用に当たっての役割分担を明確にするよう日本専門医機構に要望しているところです。

なお、診療科は医師本人の意向により選択されるものであることを踏まえ、地域医療支援センターにおいて、医師を目指す学生や研修医に本県の現状と課題を啓発する機会を提供するよう取り組んでまいります。

---

#### <要望事項>

- (3) 産科医が不足している地域の危機的状況を改善するため、県内の医学部を有する大学に対して産婦人科系の研究のための寄附講座の設置を、県が中心となり取り組むこと。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

産科医の確保について、県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保に取り組んでおり、現在、産科を希望する6名を含む20名の医師が県内医療機関等で勤務しております。

「寄附講座」については、県内の産科医が不足する状況の中、大学が派遣する医師を確保できるのかが、大きな課題であります。また、特定病院のみを対象とした寄附講座による財政支援は、広域自治体として難しい面もあります。

そのため、こうした課題を踏まえ、寄附講座による有効性や可能性について検討してまいります。

---

#### <要望事項>

#### 3 小児医療費助成制度の創設

子育てにおける親の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【県民局】

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、国に対して、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も引き続き国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に対して働きかけてまいります。

＜要望事項＞

4 小児医療費助成制度の充実

小児医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象者を義務教育に就学する児童生徒まで拡大すること。

《措置状況》【県民局】

小児医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費助成制度の一部負担金や所得制限の撤廃の今後の方向性については、対象者も多く県民への影響が大きいとため、慎重に検討してまいります。

なお、小児医療費助成制度については、本県と市町村との協議により、通院について、病気にかかりやすく、病状が急変しやすいとため、医療費の負担が非常に重い、小学校入学前までの子どもを補助対象としていることから、補助対象年齢を引き上げることとは考えておりません。

県としては、小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っており、今後も引き続き国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、国に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

5 不妊及び不育症治療助成制度の充実

一般不妊及び不育症治療について、新たな助成制度を創設するとともに、国にも働きかけること。さらに、男性特定不妊治療についての助成額の拡充を国に働きかけること。

また、県の特定治療助成事業において、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とするとともに、不妊症・不育症に対する相談体制の充実を図ること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の一部を補助しており、また、不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行っております。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされており。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておられません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

## 6 教育行政の充実

### <要望事項>

学校教育は、人々の暮らしや価値観が多様化・複雑化した時代に対応するため、地域に根ざした特色ある教育が求められるとともに、従来地域や家庭が担ってきた役割も含めた幅広い要望への対応が求められています。

こうした中においても、子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、子どもたちが持つ個々の可能性を導き出し、豊かな人間性や創造性を育むために、初等中等教育が担う役割は非常に重要であり、その充実は欠かせないものとなっています。

国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

現在、学校現場では、新学習指導要領の趣旨を踏まえ「生きる力」を育む環境づくりの推進を図り、学力の向上、心の教育、開かれた学校づくり等多くの教育課題の解決に向け努力していますが、その解決のためには、教職員定数の拡充等が不可欠です。

については、学校教育現場の抱える問題の解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

#### 1 教員数配置の充実強化

(1) 学級編制の弾力化や少人数学級編制の推進を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び指導方法工夫改善の加配定数を維持しつつ財政措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけること。

### 《措置状況》【教育局】

少人数学級の拡大による学級規模の適正化については、基礎定数化のための法改正により早期に35人以下学級を拡大するよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

また、県教育委員会としては、義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、義務標準法を改正する必要があると考えており、国に要望しております。

### <要望事項>

(2) 教員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保するため、1クラスの人数を減らす措置と並行し、少人数学級の学級担任や学級担任外の教職員を増員すること。また、多様化する課題に対応するため、教頭の複数配置等を行うこと。

### 《措置状況》【教育局】

少人数学級の拡大による学級規模の適正化については、基礎定数化のための法改正により早期に35人以下学級を拡大するよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望しております。

また、学級担任外の教職員については、県教育委員会としては、義務教育における様々な課題に対応し、個に応じた多様な教育を展開するために、地方が弾力的に教職員定数を決定できるようにするとともに、市町村が自主的、主体的に学級編制を行えるよう、標準法を改正する必要があると考えており、国に要望しております。

教頭については、標準法に基づく基礎定数として、小・中学校ともに1校当たり1人を配置しております。そして、①校長、教頭の学校運営の補佐、②所掌グループの校務統括、③教職員の人材育成などの役割を担う総括教諭を小学校1校あたり4人、中学校1校あたり5人を標準配置しております。

また、この基礎定数に加え、予算の範囲内で加配定数を配当しており、いじめ・不登校等への対応として、「児童・生徒指導担当教員」を配置し、総括教諭の機能発揮等を目的として、「総括教諭のマネジメント機能の強化担当教員」を配置しております。

教頭の業務負担の軽減に当たっては、基本的には、総括教諭の役割を踏まえた運用や既存の加配定数の活用による対応をお願いするものでありますが、各学校の規模や抱える課題に応じて、教頭の複数配置について、弾力的な配置も検討してまいります。

ただし、現時点においては、標準法に定めのない定数外の配置については、県の厳しい財政状況の下では困難であります。

.....

<要望事項>

- (3) 小学校における中学年での活動型授業や高学年での教科型授業、中学校英語教育の充実のため、小学校外国語活動支援員及び小・中学校への外国語指導助手（ALT）が配置できるよう財政措置を講じること。また、効果的な授業の実施のため、ICT機器の整備などについて財政措置をするとともに国に働きかけること。

<措置状況>【教育局】

外国語教育における支援員や外国語指導助手（ALT）及びICT機器の活用の有用性については認識しておりますが、県の厳しい財政状況の下では、県独自で補助金制度を導入することは困難であります。

なお、各小学校において外国語教育の中核となる教員を養成する必要があることから、神奈川大学と連携して人材の育成を図るとともに、英語科免許認定講習を受講する教員の後補充として非常勤講師を配置しております。

また、国の「外部専門機関と連携した英語指導力向上事業」、「小学校英語教育教科化に向けた専門性向上のための講習の開発・実施」を活用することで、教科化を意識した外国語活動への教員の専門性の向上に努めてまいります。

外国語教育の充実に向けては、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」から国に要望しており、今後も機会を捉えて、さらに働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

2 特別支援教育の教職員配置等の充実強化

- (1) 特別支援学級における教員の複数配置について、県の基準に基づいた適正な配置を行い、その支援について国に働きかけること。

<措置状況>【教育局】

特別支援学級については、標準法に基づき1学級当たり8人を上限とする学級に教員を配置するとともに、学級担任のほかに児童・生徒数を勘案し、予算の範囲内で加配措置を講じております。

県教育委員会としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望するとともに、引き続き予算の確保に努めてまいります。

また、国で、平成28年7月に取りまとめた「次世代の学校指導体制の在り方について」において、特別支援教育の対象となる子どもの増加への対応として、教職員定数の充実が記載されていることから、今後も国の動向を注視してまいります。

.....

<要望事項>

- (2) 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に専任の特別支援教育コーディネーター、専門教員、支援員等の加配や、非常勤講師、特別支援教育巡回相談チームへの職員等の派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

#### 《措置状況》【教育局】

特別支援教育コーディネーターについては、標準法に規定がないことから、県の厳しい財政状況の下では、県単独の事業として加配定数を措置することは、困難であります。

本県においては、特別支援教育と不登校への対応を兼ねた「教育相談コーディネーター」の養成研修講座を平成16年度から開始し、平成19年度から、県内全公立小・中学校（政令市、中核市を除く）において、1名以上の教育相談コーディネーターを指名しております。

今後も継続して講座を実施し、各学校に複数の教育相談コーディネーター養成研修講座の受講修了者を配置できるように取り組んでまいります。また、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き国に要望してまいります。

非常勤講師については、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うために配置しております。

また、今後は市町村において、障がいの重複化や多様化に対応できるよう理学療法士や作業療法士等の専門職を、新たに市町村の教育相談チームに派遣する等、支援の拡大を図ってまいります。

障がいのある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充について、引き続き国に要望してまいります。

県教育委員会としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて国に要望するとともに、引き続き予算の確保に努めてまいります。

また、国で、平成28年7月に取りまとめた「次世代の学校指導体制の在り方について」において、特別支援教育の対象となる子どもの増加への対応として、教職員定数の充実が記載されていることから、今後も国の動向を注視してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

##### 3 不登校等の学校不適応対策

(1) かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校へ単独配置できるよう財政措置を講じるとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。

#### 《措置状況》【教育局】

教育支援センター（適応指導教室）専任教員は、県単独予算として配置しており、これ以上の増員は困難ですが、現在の配置継続に努めてまいります。

スクールカウンセラー等配置活用事業については、政令市を除く全ての中学校にカウンセラーを配置しておりますが、国庫補助が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことや県の厳しい財政状況の下では、現行制度の中で新たに小学校への単独配置をすることは、困難であります。

スクールカウンセラーの勤務時間については、平成29年度においては、国の補助金の額が大幅に減額され、年度当初において227時間としていましたが、追加要望の結果、平成29年12月現在で245時間勤務が可能となりました。

なお、スクールカウンセラー配置に係る施策の充実等について、県及び「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」において国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

(2) 児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーや訪問相談員（心理専門職）について、派遣の拡大及び配置を維持すること。

《措置状況》【教育局】

問題行動等の背景にある社会的な課題や家庭の問題など、学校だけでは解決できない内容に対応するため、社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを平成21年度から配置しておりますが、平成30年度は、配置人数を6人増加し、42人とする措置を講ずることとしており、学校と関係機関との連携による対応に努めております。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの国庫補助率の引き上げ等について、県及び「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」において国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

.....  
<要望事項>

4 県費学校栄養職員の配置基準見直し

食育推進と学校給食の充実を図るため、学校給食単独調理場校への県費栄養職員を550人未満の学校でも1人を配置するよう基準を見直すこと。

また、共同調理場においても配置人数を拡充するよう見直すこと。

《措置状況》【教育局】

学校栄養職員等の配置については標準法に規定があるため、現行の基準を上回る配置については、県の厳しい財政状況の下では困難であります。

なお、国に対しては、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」を通じて要望しております。

---

## 7 都市環境行政の推進

---

<要望事項>

地域社会における快適な都市環境及び生活環境の形成を推進するためには、地域の実態に即したごみ処理対策や、廃棄物の発生抑制、リサイクル、適正処理を一元的にとらえた資源循環型社会を目指した総合的な廃棄物処理政策を推進することが重要です。また、廃棄物処理政策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全にも寄与します。

現在の家電リサイクル法においては、リサイクル料金が後払い制のため、家電製品の不法投棄が増加し、その処理による各自治体の負担も年々増加しています。循環型社会の実現のためには、処理施設の整備とともに、法整備によるリサイクル活動の推進が不可欠です。

また、全国的に、ごみ処理施設は老朽化が進んでおり、将来にわたり、安全で安心なごみ処理を継続していくためには、施設の建替えが急務となっています。廃棄物処理施設整備計画では、災害対策等の拠点となるインフラとしての役割を担うことが期待されているため、地方自治体においては、厳しい財政状況の中で、既存施設の計画的な維持管理及びストックマネジメントの考え方を導入した施設の長寿命化が必要となっています。

については、循環型社会の形成を図るため、次の事項について要望します。

1 廃棄物処理対策

(1) 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善するよう国に働きかけること。

また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設や、リサイクル費用を製造業者の負担とするなどの対応策について国に働きかけること。



《措置状況》【環境農政局】

家電製品の指定品目の追加については、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行により、リサイクルの対象となる家電製品が拡大されております。

リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること及び不法投棄された対象機器の処理費用を事業者負担とすることについては、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、国に提案しております。

なお、処理費用の協力金制度については、一般財団法人家電製品協会の不法投棄未然防止事業協力制度が平成32年度まで延長されております。

.....  
<要望事項>

(2) 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額を割落としせず地方が必要とする総額を確保するよう国に働きかけること。また、県においても国が要綱に定める交付予算額を補完する制度を創設するなど、積極的に支援を行うこと。

《措置状況》【環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額を確保することを国に提案しております。なお、国が必要な予算額を確保できない場合に、県が補完的の制度を創設することは考えておりません。

.....  
<要望事項>

(3) ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけるとともに、ダイオキシン類対策に係る設備機器延命化のための改修について、「災害時の廃棄物処理システムの強靱化」の対象事業とすること。

《措置状況》【環境農政局】

ごみ処理広域化により整備する中継施設については、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、範囲を限定せずに交付対象とすることを提案しております。

ダイオキシン類対策に係る設備機器延命化のための改修については、交付金制度を拡充するよう、機会を捉えて国に伝えてまいります。

.....  
<要望事項>

(4) 3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、循環型社会形成推進交付金制度の対象とし、さらに、基幹的設備改良事業の交付対象設備について、機器の単純更新など交付対象外とされている事業も、基幹的設備改良事業として実施するものは交付対象とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

循環型社会形成推進交付金については、平成27年度から、一定条件の下、二酸化炭素削減率が1.5%以上の基幹改良も交付対象となっております。

交付金制度の拡充については、機会を捉えて国に伝えてまいります。

.....  
<要望事項>

2 有価物等の取扱者への規制・指導

資源の再生業者等に関して、取扱物が廃棄物ではなく有価物であることから、廃棄物の処理及

び清掃に関する法律の規制対象外となり、鉄屑等が高く積み、火災や倒壊事故の原因となっている。

このような中、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正され、廃家電を適正に保管するよう規制や指導が行われることとなったが、鉄屑が崩れ落ちる事故の原因となっている金属スクラップ等が含まれていない。

については、廃棄物と同様に金属スクラップ等の有価物、資源物の取扱者に対し規制、指導ができるよう法整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に対応すること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

法の対象となっていない金属スクラップ等の取扱者に対する規制、指導については、個別の事案に応じて、事業者に安全確保の自主的な取組を求めることとしていますが、その効果が認められない場合は、法の規制対象に含めるよう国に要請してまいります。

---

## 8 都市基盤の整備

---

### ＜要望事項＞

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進するために、更なる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められ、地域経済の活性化には、地域の実情に合ったまちづくりのための、インフラ整備に係る補助金の確保やがけ整備の推進、道路や河川・海岸の早期事業化や整備促進、高齢化社会に対応する交通施策への支援をはじめとする社会資本の整備が重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のため、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

#### 1 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金や農山漁村地域整備交付金などのインフラ整備に係る国庫補助金は内示額が要望額を下回っているため、地方が必要とする総額を確保することとともに、地域の実情を勘案して適切に配分することや割落しがあった場合には補助率と同等の地方交付税措置を講じることを国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局・環境農政局・県土整備局】

社会資本整備総合交付金については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけているところです。今後も様々な機会を捉えて、引き続き国に強く働きかけてまいります。

また、農山漁村地域整備交付金等のインフラ整備に係る国庫補助金については、地方自治体の要望額が確保できるよう、引き続き国に強く働きかけてまいります。

さらに、割落しにより生じた地方負担に、地方交付税措置を講じることは制度上困難ですが、国庫補助負担金の地方超過負担は未だ解消されず、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財政措置がなされるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

---

### ＜要望事項＞

#### 2 急傾斜地崩壊対策の推進

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に働きかけるとともに、復興特別税の活用により、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大し、がけ整備を促進すること。

《措置状況》【県土整備局】

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和については、「国の施策、制度、予算に関する提案」や予算要望時等において、国に働きかけを行っておりますが、全国的に整備水準が低いことから認められておりません。県としては、今後も引き続き機会あるごとに要望してまいります。

また、復興増税を活用できる緊急防災・減災事業の対象となるのは、防災拠点施設や避難路などの整備であり、県では、沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設に津波避難階段を整備する県単独事業の財源として活用しております。

＜要望事項＞

3 道路の整備

国道・県道の早期事業化、整備促進等について、広域的な経済効果や防災対策等、地域生活に密接な関わりを有する広域幹線道路や国道・県道の未整備区間等の早期事業化や整備促進等を国への働きかけとともに積極的に取り組むこと。

また、地域を結ぶ橋梁の整備促進、交通円滑化や利便性向上のための有料道路の無料化等及びETCの導入、広域農道の整備促進に取り組むこと。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備や橋りょうの新設・架替を進めているところであり、引き続き必要な道路予算の確保などについて、国に働きかけるとともに、国道等の整備に取り組んでまいります。

また、道路公社が管理する道路の無料化については、開通後の利用交通量は計画を下回る道路もあり、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。

ETCの導入については、導入コストが安い、簡易なETCの実用化に向けた検討が、国等の関係機関により進められているところであり、実用化の目途がたった段階で、道路公社とともに検討してまいります。

広域農道の整備については、引き続き国の予算確保に努めながら、事業の早期完成を目指してまいります。

＜要望事項＞

4 河川・海岸の整備

(1) 河川の整備促進について、大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、河川の整備促進、河床に堆積した土砂の浚渫、安定した放流量の維持に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

県では、過去に水害が発生した河川や都市化の進展が著しい地域を流れる18河川について、「都市河川重点整備計画」に位置付け、整備を進めており、引き続き河川整備の推進に努めてまいります。

河川に堆積した土砂の撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望をいただいていることから、県全体での堆積土砂の撤去に係る予算を増額したところです。

個々の河川での実施に当たっては、土砂の堆積状況を見ながら実施することとしており、今後も河川の適切な維持管理に努めてまいります。

＜要望事項＞

(2) 海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上や環境整備等の海岸管理対策に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

相模湾沿岸の砂浜は、景観を含めた優れた自然環境を構成する重要な要素であり、優れた消波機能のほか、地域の文化・環境・海洋性レクリエーションの活動の場としての機能を有しております。

そのため、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しております。

今後も引き続き砂浜の移動現況調査等を行いながら、養浜事業を効率的、効果的に取り組んでいくとともに、良質な養浜材の確保に努めてまいります。

.....  
＜要望事項＞

5 バリアフリー新法施行に伴う諸施策への支援

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に適合したノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシーの普及促進に向け、バス及びタクシー事業者の車両導入経費に対する支援制度を創設すること。

《措置状況》【保健福祉局・県土整備局】

バリアフリー新法において、ノンステップバス及びユニバーサルデザインタクシー（UDタクシー）の導入は、公共交通事業者が行うこととされていますが、国や県では、促進を図るための支援を行っております。

まず、国では市町村が地域公共交通会議において策定した生活交通に関する計画に基づき、公共交通事業者がノンステップバス及びUDタクシーの導入をする場合に、補助を行っております。

県では、公共交通事業者に対し自動車税や自動車取得税を減免するといった税制上の措置を講じております。

さらに、障がい者や高齢者の移動手段を確保し、社会参加を促進するため、UDタクシーを含む福祉タクシー車両の導入が進むよう、平成30年度から事業者を対象とした新たな補助制度を創設いたします。

---

## 要 望 事 項

---

### 【安全・安心】

---

#### 1 地域防災力・災害対策の強化

---

＜要望事項＞

1 地震防災対策の支援体制の拡充

国の技術的助言に基づく「小規模な倉庫」の取扱いについて、特定行政庁でない自治体において地域の自主防災組織が防災備蓄倉庫の用途に資するために設置する際の要件を緩和すること。

《措置状況》【県土整備局】

建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより、国民の生命・財産等を保護することを目的としております。

そのため、建築物を建築する場合には、小規模なものであっても建築確認により関係規定への適合性を審査し、周囲に対する影響や、地震・火災等により発生する被害に対して、安全性等を担保する必要があります。

国土交通省では、平成27年2月に技術的助言を发出し、土地に自立して設置する小規模な倉庫のうち、外部から荷物の出し入れを行うことができ、かつ、内部に人が立ち入らないものについて、貯蔵槽に類する施設として、建築物に該当しないものとしております。

県では、この技術的助言の趣旨を踏まえて、県内の特定行政庁等で構成する「神奈川県建築行政連絡協議会」において、小規模倉庫の具体的な取扱いを定めております。

県としては、この取扱いにより建築物と判断される小規模倉庫については、建築基準法の規定に則って、所要の安全性を確保する必要があると考えておりますが、防災倉庫について、改めて当該協議会を通じて議論するなどして、どのような対応が可能か検討してまいります。

---

<要望事項>

2 津波対策の強化

津波対策として、国道134号線下への開閉式の防潮扉の設置や防潮堤のかさ上げなどの防災対策を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

国道134号に設置されている市管理の地下通路への防潮門扉の設置については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行ってまいります。

また、県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備にあたっては、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や関係市町の御意見を伺いながら、施設の整備計画を取りまとめまいります。

---

## 2 治安対策の強化

---

<要望事項>

交番の設置及び「安全安心ステーション」への財政支援

さがみ野駅前への交番設置については、平成31年度に開所できるよう、平成30年度に工事着手すること。また、犯罪発生件数が増加傾向にある海老名駅西口地区及び人口密集地区である南足柄市岡本地区の岩原・沼田地域に交番を設置すること。さらに、交番が設置されるまでの暫定措置として市が設置する「安全安心ステーション」等について、設置、運営及び撤去に係る経費の全額を措置すること。

《措置状況》【安全防災局・警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

さがみ野駅周辺地区については、海老名警察署かしわ台駅前交番が管轄しておりますが、約1.5km離れた場所にかしわ台駅前交番、大和警察署相模大塚駅前交番及び寺尾交番並びに座間警察署栗原交番及びびばりが丘交番の5交番があり、同地区の開発状況及び治安情勢の推移、交番用地の確保状況等に配慮しながら、交番設置の実現に向けた調整及び設計を実施してまいります。

同地区については、行政区が入り組む等の特殊性を考慮して、平成13年5月、海老名警察署の開設を機に事件事故への迅速な対応と処理を図るため、平成14年10月、海老名、大和及び座間の3警察署による「さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定」を締結して対応しております。また、さがみ野安全安心ステーションに対しては、今後もパトカーや交番勤務員による立寄り警戒活動等の強化を図り、治安維持に努めてまいります。

なお、さがみ野安全安心ステーションは、県の補助制度を活用して、海老名市が整備した防犯活動拠点ではありますが、厳しい財政状況の中、御要望の県による運営費負担は困難であります。

海老名駅西口地区については、直近に海老名駅前交番及び約1.5km離れた場所に海西交番があり、現時点での交番の設置は困難な状況であります。

岩原・沼田地域については、約1.0km離れた場所に岡本交番があり、現在の交番の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難であります。

これら2地区は、今後も、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

---

## 【地方行財政】

---

### 3 中核市移行の推進支援

---

#### <要望事項>

##### 中核市移行の推進支援

中核市への円滑な移行を実現するため、対象市に対する積極的な情報提供を行うとともに、移行を考える市が保健所業務をはじめとする中核市に係る事務を円滑に引き継げるよう、人的支援並びに県単独事業に関する激変緩和措置の制度化、中核市移行準備経費に係る「神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金」の枠拡大など財政支援の更なる拡充を図ること。

また、中核市における児童相談所の設置に向けては、設置に係る支援体制の拡充を引き続き検討するとともに、財政支援及び制度・運用面の支援を強化するよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局・県民局・保健福祉局】

平成29年4月に保健所政令市に移行した茅ヶ崎市に対しては、県民への保健所サービスの水準が維持されるよう、県職員の派遣や、県庁舎の使用料免除等の財政的支援を行っているところです。

また、中核市移行に関する検討については、平成27年度、「茅ヶ崎市の中核市移行に係る県市連絡調整会議」を設置し、当該会議を通じて、中核市移行に向けた県・市相互の連絡調整や情報交換を行ってまいりました。

併せて、中核市に移行した場合に県から移譲する事務及びその課題、財政面での影響などについて庁内調査を実施し、適宜、情報提供を行ってきたところです。

また、県では、これまでも市町村自治基盤強化総合補助金により、県からの権限移譲の準備のための事業や、市町村が広域的な連携を行う事業に対して補助を行い、市町村の自治基盤の強化を支援してまいりました。

引き続き、市町村自治基盤強化総合補助金により、市町村への事務権限の移譲や広域的な連携を支援してまいります。

児童相談所の業務については、中核市など一定規模の自治体が、住民に身近なサービスと連携して行っていくことは望ましいと考えております。

県では、横須賀市が児童相談所を設置した際は、設置前後に、市の職員の受入れや県職員の派遣などにより人的支援を行ったほか、設置後も、県と各市の児童相談所では、所長会議や課長会議などを通じて情報共有を図り、スキルアップに努めてまいりました。

また、県の児童相談所職員向けに実施している研修について、市町村職員も受講できるよう、声かけしております。

さらに、平成28年7月に、市町村の要保護児童対策地域協議会の事務局の担当者を集めた「要保護児童対策地域協議会事務局連絡会議」を立ち上げ、好取組や課題について情報交換するなど、市町村全体の専門性の強化を図る取組を行っております。

今後は、県が調整する形で、市町村間で実地を学ぶ交流研修を実施するほか、児童相談所職員を対象とした研修に、市町村職員も参加できる仕組みの検討を進めていくこととしております。

併せて、中核市の児童相談所設置に対して適切な支援措置を講じるよう、必要に応じ国に働きかけてまいります。

---

## 4 社会保障・税番号(マイナンバー)制度

---

### <要望事項>

社会保障・税番号(マイナンバー)制度運用に係る支援

社会保障・税番号(マイナンバー)制度の運用に当たり、各自治体間の更なる情報共有を支援するとともに、法定受託事務であることから、通知カード及び個人番号カードの交付に要する経費も含む事務経費及び情報システムと情報セキュリティ対策に係る運用経費の全てを補助対象として認め、その全額を措置するよう国に働きかけること。

### 《措置状況》【政策局】

県では、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、「制度運用に伴い必要となる地方側の対応について、速やかな情報提供を行うこと」を国に提案しております。県内市町村への情報提供については、適切に実施するとともに、市町村相互の情報交換についても支援してまいります。

また、地方公共団体において必要となるシステム整備についても、「システム改修経費及び連携テスト実施経費について、適切な財政措置を講じること」を、個人番号カード交付関連経費に係る財政措置については、「市町村で必要となる個人番号カード交付のための人件費や臨時窓口設置に係る経費等は、市町村に新たな負担を生じないよう適切な財政措置を講じること」を国に働きかけております。

今後も、地方に影響を与える制度導入等に当たっては、「国と地方との協議の場」等において地方と十分協議を行い、地方の同意を得て実施することを求めるとともに、適切な財政措置を講じるよう、働きかけを実施してまいります。

---

## 5 消防広域化の推進

---

### <要望事項>

消防広域化推進に係る調整等

消防広域化の推進に当たり、消防職員の退職手当の原資確保のため、一部市町村が加入している神奈川県市町村職員退職手当組合との協議を進めるうえで、組合に加入している市町村との調整に協力すること。

### 《措置状況》【安全防災局】

神奈川県市町村職員退職手当組合との調整については、今後も協力してまいります。

---

## 6 地方消費者行政の充実強化

---

### <要望事項>

地方消費者行政推進交付金の確保

地方消費者行政推進交付金の活用期間が終了することで、今まで充実させてきた事業の継続や、相談受付のサービス水準の維持が非常に困難となるため、交付金の活用期間を延長し、継続して財政支援を講じるよう国に働きかけること。

### 《措置状況》【県民局】

「地方消費者行政推進交付金」及び「地方消費者行政活性化基金」により、地方消費者行政は着

実に進展しつつありますが、県では、引き続き県内の消費者行政の充実を図るために、平成 29 年 8 月に、「同交付金の安定的な継続、予算額の確保及び年限の延長並びに同基金の活用範囲の拡大など、充実強化に向け措置を講じること」について、国に提案を行ったところです。

その後、国から地方消費者行政推進交付金の年限の延長については示されていないものの、国として取り組むべき重要な消費者政策の推進に取り組む地方公共団体への支援として、新たに「地方消費者行政強化交付金」が創設されることになりました。

また、地方消費者行政推進交付金の交付額から都道府県の基金残高が減額されることになったことに併せ、基金活用期間が平成 32 年度まで延長され、活用範囲の制限が廃止されることになりました。

県といたしましては、今後も国による財政措置について、市町村の実情に見合った制度となるよう、引き続き国に働きかけるとともに、国の交付金の活用終了後も一定期間、県単独の補助金を交付することで、国の財政措置終了後の市町村の自主財源化を支援してまいります。

---

## 7 都市財政充実強化のための県補助金の是正

---

### <要望事項>

都市財政充実強化のための県補助金の是正

- (1) 県補助金の削減や、一括交付金化という看板のもとでの減額などは、市町村の負担となって財政を圧迫し、住民サービスの低下につながりかねない。見直しに当たっては、個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細やかな検討を行い、安易な休廃止や減額を行わず、検討内容や経過について市町村と十分な調整を行うとともに、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じたうえで、所要額総額を確保するための十分な財政措置を講じること。

### 《措置状況》【総務局】

補助事業については、県市町村の適切な役割分担や社会経済状況の変化への対応といった観点から、不断の見直しが必要です。その結果、補助制度の廃止や制度変更といった対応が必要となることや、厳しい財政状況を踏まえ、予算の範囲内での調整をお願いせざるを得ない場合もあります。

その際、市町村や関係団体に御理解・御協力をいただくよう、あらかじめ説明・意見交換を行うとともに、予算編成の過程で市町村財政当局への情報提供を行っているところであります。

今後とも、相互理解の下で円滑な財政運営が図られるよう努めてまいります。

.....

### <要望事項>

- (2) 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害しているため、県、市町村の役割と費用負担の見直しが、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

### 《措置状況》【総務局】

市町村補助金の見直しにあたっては、個々の補助金ごとの設立の経緯や事情を勘案するとともに、関係課が連携しながら、きめ細かく調整を図っております。



---

## 【都市振興】

---

### 8 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ2019に向けた整備

---

#### <要望事項>

#### 1 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた基盤整備

観光インフラの整備等について、神奈川県市町村自治基盤強化補助金における補助率の引き上げや優先順位の見直し、限度額の加算など、財政支援制度の更なる充実を図ること。また、大会開催を契機に神奈川県の魅力の世界に発信するため、歴史や文化財等を活用した文化プログラムの企画・展開に対する財政支援や推進体制の拡充を図ること。

#### 《措置状況》【政策局・県民局・産業労働局】

観光インフラの整備については、「市町村自治基盤強化総合補助金」の補助対象（補助率3分の1）となっておりますが、協定等を結ぶなど、他市町村と連携の上、実施されるものであれば、広域連携事業に該当し、補助率が2分の1となる場合もございます。支援内容については、今後とも市町村の御意見を伺いながら検討してまいります。

なお、平成30年度には県有施設について、案内板等の多言語表記及びWi-Fi整備を行うとともに、引き続き県内の観光資源周遊につながる民間施設の整備等に要する経費の2分の1を支援する補助制度を設け、外国人観光客の受入環境の整備の促進を図ってまいります。

神奈川県の魅力発信については、神奈川の歴史をテーマに更なる観光客の誘致を図るため、歴史観光PRイベントの実施や観光ガイドが実施するツアーの磨き上げ等を推進してまいります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、世界に向けて文化財等を含む地域の文化資源を活用して、神奈川の文化の魅力発信するため、知事と県内全市町村長を構成員とする「神奈川県オリパラ文化プログラム推進協議会」を設置し、市町村などと連携を強化してオール神奈川で取組を推進してまいります。

---

#### <要望事項>

#### 2 スポーツ施設の整備及び交流事業等への支援

ラグビーワールドカップ2019の公認チームキャンプ候補地又は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のホストタウンとして必要なスポーツ施設等の整備に対する財政措置については、国際基準等を満たすための整備のみならず、相手国から求められる練習環境向上のための整備や諸外国との交流、広報等に係る経費も対象とするよう国に働きかけること。さらに、新たな国庫補助制度を創設するなど、普通交付税不交付団体を含め、確実に財源措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても新たな財政支援制度を創設するほか、キャンプの受け入れや交流事業等について、積極的に支援すること。

#### 《措置状況》【スポーツ局】

県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を機に、地方自治体が設置する体育・スポーツ施設の整備充実に対する財政支援について、平成29年8月に国に対し、要望を行いました。

また、「ラグビーワールドカップ2019開催自治体協議会」において、各開催自治体の要望を取りまとめた上で、平成29年7月に「ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>開催に係る支援について（要望）」により、施設整備等の財政支援を国に対して要望しております。

事前キャンプ等はスポーツ振興、次世代へ受け継がれる国際交流など、受入自治体に多くの効果が見込めることから、事前キャンプ等の受け入れに向けた施設の整備や諸外国との交流に係る地方財政措置の見直し等については、機会を捉えて、国へ提案してまいります。

ラグビーワールドカップ2019™と東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が連続して開催されることを契機に、平成30年度からの3か年を、スポーツに関する施策の集中実施期間とし、政令市を除く県内市町村が実施する両大会の機運醸成に資する事業（ソフト事業）等を対象とする補助制度を創設します。今後も、地元市町村と連携を図りながら、積極的な交流を進めてまいります。

---

## 9 「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

---

### ＜要望事項＞

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」の推進

三浦半島地域の魅力を生かし、観光誘客や定住人口の増加につなげるため、大規模スポーツ大会への支援など、三浦半島地域を一体として地域活性化を図る「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を更に推進すること。

### 《措置状況》【政策局】

「三浦半島魅力最大化プロジェクト」については、平成28年12月に認定された地域再生計画「三浦半島魅力最大化プロジェクト推進事業」に基づき、「地方創生推進交付金」を活用しながら、事業を展開しているところです。

また、ウィンドサーフィンワールドカップ横須賀大会実行委員会には県も参加しており、今後も、三浦半島の4市1町と連携しながら着実に「三浦半島魅力最大化プロジェクト」を推進してまいります。

---

## 【子育て・健康・福祉】

---

### 10 子育て環境・児童福祉施策の充実

---

#### ＜要望事項＞

1 子ども・子育て支援新制度の各事業に対する財政支援

(1) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童クラブ事業、病児保育事業などの法定事業に対する県補助額について、国基準額以上の補助額とするなどの財政支援を講じること。

また、病児保育事業について、補助基準額の積み増しを国に働きかけること。

#### 《措置状況》【県民局】

放課後児童クラブ事業、病児保育事業を含む子ども・子育て支援交付金については、国基準額どおり、引き続き事業実施主体である市町村に補助してまいります。

病児保育事業に係る高いニーズに対応するため、補助基準額の更なる引き上げ等により事業の一層の推進を図ることについて、機会を捉えて国に要望を行っております。

.....

#### ＜要望事項＞

(2) 子ども・子育て支援新制度における教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分のうちの国基準に基づく県補助分を減額することなく全額補助すること。

また、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、費用負担に関する経過措置を早期に廃止し、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。

《措置状況》【県民局】

県では、1号認定子どもに係る施設型給付の県費補助金について、市町村からの精算に基づき、減額することなく予算措置をしております。

また、1号認定の子どもに対する給付費にのみ設定されている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会を捉えて国に要望を行っております。

.....  
<要望事項>

2 幼稚園就園奨励費補助制度の充実

幼稚園就園奨励費補助制度については、国における幼児教育の段階的無償化に向けた取組により、市町村の超過負担が生じないよう国の補助割合（補助対象額の3分の1以内）を引き上げるとともに、補助率に圧縮率をかけることなく上限どおりの額を交付するよう国に働きかけること。

合わせて、幼児教育無償化に向けて新たに国が補助対象とする部分については、その財源について国が責任を持ってすべての財源を確保するよう国に働きかけること。

また、現行制度においても、補助割合に満たない場合は、県において不足分の財源措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

「幼稚園就園奨励費補助事業」に係る超過負担の解消については、平成26年7月25日付け総財調第13号により総務省自治財政局長から「文部科学省へ、所要の国費を確保し、超過負担の完全解消に格段の努力を図る」よう強く要請した旨、通知がありました。

国では、保護者負担の軽減を図るため、幼児教育の無償化に向けた取組を段階的に推進しており、その動きを注視してまいります。

また、県の厳しい財政状況の下では、国における補助額が補助割合の上限に満たない場合の県費での財源措置は困難です。

なお、補助制度の充実及び無償化に向けた段階的取組を確実にすすめるよう、「全国都道府県教育長協議会・全国都道府県教育委員協議会」において国に要望しております。

.....  
<要望事項>

3 放課後児童クラブ施設整備に対する補助の拡充

子ども・子育て支援新制度に基づく放課後児童クラブの施設整備に係る補助について、空調設備及び建物の整備に係る賃借料を補助対象とするよう国に働きかけること。また、施設整備及び運営に係る経費に対する補助基準額については、新制度の確保対策の目標年度である平成31年度までの間については、平成27年度の基準を維持するよう国に働きかけること。

《措置状況》【県民局】

県では、「子ども・子育て支援整備交付金」に係る補助について、平成27年度から放課後児童クラブの施設整備に係る補助を実施しておりますが、同事業では、交付の対象を市町村が設置する放課後児童クラブ又は市町村が認めた法人が設置する放課後児童クラブの整備としており、リース契約物件は対象事業になっておりませんので、国へ要望を行っております。

また、施設整備及び運営に係る経費に対する補助についても、補助基準の引き上げを他県と連携する「16都道府県児童福祉主管課長会議」など様々な場面を活用し国へ要望しております。

.....  
<要望事項>

4 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯及び多子世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合の減免額に対する補助制度を創設すること。

《措置状況》【県民局】

放課後児童クラブの利用料については、ひとり親世帯、多子世帯、放課後児童クラブを利用するための経済的負担が大きい世帯に対する支援等について、他県と連携する「16大都道府県児童福祉主管課長会議」など様々な場面を活用して国へ要望しております。

.....  
<要望事項>

5 児童扶養手当への支援

児童扶養手当に係る必要な財源については、国の責任において十分な財源を確保するよう国に働きかけること。

《措置状況》【県民局】

児童扶養手当に係る国の負担比率は、制度創設時から昭和59年度までは10分の10、その後順次減少し、平成18年度以降は3分の1となっております。

これは、離婚の増加による状況変化に対応するため、母子家庭等の自立支援対策推進とあわせ、児童扶養手当制度の見直しを行ったことによるものであり、国の動向に注視し、施策推進のために必要な財源を確保するよう、国への働きかけを必要に応じて行ってまいります。

.....  
<要望事項>

6 児童養護施設退所者に対する支援体制の構築

児童養護施設等を退所した児童・生徒の社会的自立に向けて、住宅確保支援など、県と市が連携した支援体制を構築すること。

《措置状況》【県民局】

県では、施設退所児童等の安定した生活基盤を築くため、家賃相当額を貸し付けるなどの事業を実施しております。

また、退所児童等へのアフターケアとして「あすなろサポートステーション」を設置し、退所児童が抱える住居等をはじめとした様々な問題に対する相談について、児童への同行やアドバイスをを行うほか、各支援機関との連絡調整を行っております。

こうした取り組みや、自立に様々な困難を抱える施設退所児童について、各市相談窓口の方々の理解を深め、今後も様々な形で連携し、支援していけるよう、さらに周知してまいります。

---

## 11 保健・医療施策の充実

---

<要望事項>

1 新生児聴覚検査に対する支援

新生児聴覚検査について、県内すべての分娩取扱機関において実施するよう積極的な周知啓発をすること。

また、検査に係る費用負担については、国の責任において適切な財源措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられるよう、早期発見・早期療育を図るために、新生児聴覚検査の実施について周知啓発を行っております。

国は新生児聴覚検査について、平成18年度をもって国庫補助を廃止し、平成19年度に地方財源措置において、「少子化対策に関する地方単独措置」として、総額において所要の財源が確保され、市町村に対して地方交付税措置されているところです。

「平成27年度における新生児聴覚検査の実施状況等について（平成28年12月19日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課事務連絡）」においても、市町村における公費負担の状況では、全国で118市町村でした。国全体の少子化対策として、受診時の経済的負担軽減を図るため、国に対して必要額を確保するよう機会を捉えて働きかけてまいります。

.....  
<要望事項>

2 妊婦健康診査に対する支援

自治体が行う妊婦健康診査については、全国統一的な公費負担制度とするとともに健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

国は「妊婦健康診査臨時特例交付金」について、平成25年1月末の平成25年度政府予算案にかかる閣議決定に基づき、事業期間を平成24年度で終了することとして、それまでの補正予算に替わり、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行したところです。

平成29年9月8日付け厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の公費負担の状況に係る調査結果について」においてもこの考え方は明確に示されており、国において必要な財源措置は行われているものと考えております。

.....  
<要望事項>

3 がん検診の公費負担に対する支援

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、財政措置の拡充を講じることを、国に継続して要望しております。

.....  
<要望事項>

4 定期予防接種に係る費用負担の全額国庫負担化

すべての定期予防接種に係る経費は交付税対象ではなく、全額国負担とするなど、自治体間において費用負担の格差を生じることのないよう、適正な措置を講じるよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

予防接種の財政支援については、「予防接種に関する基本的な計画の施行について」（平成26年3月28日付け厚生労働省健康局長通知）において、「市町村が定期の予防接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者との調整や必要な財源の捻出及び確保に努める必要があること」が国の役割と定められたことから、今後は、本県としても国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

.....  
<要望事項>

5 風しん予防接種の公費負担に対する支援

風しんの流行による先天性風しん症候群の発生防止を目的として自治体が行う緊急対策に対する補助を継続すること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

県では、「風しん撲滅作戦」として、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催まで

に、「神奈川県で風しんの流行を発生させない」、「今後、妊娠する人から先天性風しん症候群を出さない」ことを目指し、事業を展開しております。

そこで、妊娠を希望する女性、妊婦のパートナーに対して、市町村が風しんワクチン接種等の費用を助成する場合の、市町村の助成費用に対する県の補助継続に向けて予算を確保いたしました。

.....

<要望事項>

6 在宅医療推進のための駐車禁止除外車両の指定

在宅医療推進のため、医療及び介護従事者が患者・利用者宅に訪問する際の駐車場所の確保に関し、緊急時にも対応できるよう駐車許可ではなく、駐車禁止除外車両指定について、県警と協議を進めること。

<措置状況>【保健福祉局・警察本部】

駐車禁止除外車両の指定は、全国的に、公共性が極めて高く、緊急、広域かつ不特定な場所に駐車しなければならない緊急自動車のほか、身体障がい者等で歩行が困難な方が使用中の車両について除外指定を行っております。御要望の在宅医療関係についても、この要件に合致する医師の緊急診療の場合は、指定を行っているところです。

しかしながら、計画的な医師の訪問診療、介護従事者の訪問介護・支援等については、ある程度の計画された時間と場所における駐車需要と考えられますので、警察署長の駐車許可制度において対応しております。特に訪問診療、訪問介護等については、有効期限を最長1年間とした上で、幅をもった駐車許可時間の設定、複数警察署管内にわたる場合の一括申請受理等、手続きの上で利便性を図っておりますので、御理解と御協力をお願いします。

.....

<要望事項>

7 地域自殺対策強化交付金事業費補助金の見直し

地域自殺対策強化交付金事業費補助金については、市町村の負担割合が過剰とならないよう補助率の見直しなど、必要な財源配分を国に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

県では、国の「自殺総合対策大綱」で示された地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の推進を図るため、「地域自殺対策強化交付金事業費補助金」により、地域の実情に応じた事業の継続的な実施に要する十分な財源措置を図るよう、国に要望しております。

---

## 12 国民健康保険制度の充実

---

<要望事項>

1 国民健康保険制度の財政基盤の強化

(1) 年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いている中、国民健康保険制度の健全で安定した運営を継続するため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担を軽減すること。

また、出産育児一時金補助金の廃止にみられるように保険者の財政負担の増加となる補助金の廃止を行わないこと及び一般会計からの繰入や低所得者対策に対しても十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

さらに、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業への財政支援を講じること。

<措置状況>【保健福祉局】

国民健康保険制度については、国と地方の協議の場である「国保基盤強化協議会」での議論を踏まえた制度改革が、平成30年度から実施されることになりました。

この中で、財政基盤強化策として、本県も含む全国市町村が一般会計から法定外で負担している総額に匹敵する3,400億円の公費投入が新たに行われるとともに、都道府県が財政運営主体となることで、年度途中の急激な医療費の増大に対する財政負担が生じないなど、市町村の財政負担が軽減される仕組みが作られることになりました。

既に、財政基盤強化策については、平成27年度において保険者支援制度として1,700億円の公費が投入され、残る1,700億円については、平成30年度から財政調整機能の強化等に投入されることになっておりますが、県では、県内市町村と協議し、低所得者に対する保険料等減免措置への財政支援など、本県市町村に確実に財政措置されるよう厚生労働省に要望しているところです。

引き続き制度改革における財政基盤強化策を確実に行うとともに、法定外の一般会計繰入れの背景にある他の公的医療保険に比べ高い保険料負担の軽減に向けた財政支援の拡充に向け、国に対し要望してまいります。

.....

<要望事項>

(2) 特定健診・特定保健指導の円滑な実施に対応すべく、人件費や電算システム経費等に対する財政措置及び保健師等の人材確保のための支援策を講じるよう国に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

特定健康診査及び保健指導による医療費適正化の効果は、診療報酬に基づく保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、制度の確実な実施を図るために必要な財政措置を行うよう、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」及び「関東甲信ブロック民生主管部局長会議」等を通じて、国に働きかけを行っており、今後も機会を捉えて働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

2 国民健康保険制度の都道府県単位化への対応

平成30年度に施行となる国民健康保険事業の都道府県単位化に当たり、県と市町村との事務連携が簡素で効率的なものとなるよう十分に市町村と協議するとともに、納付金の決定に当たっては、対象となる県内自治体の財政上の負担が過度に増えないよう配慮すること。またシステム改修等の必要経費の国庫負担が不足することのないよう、また、速やかな情報提供を行うよう国に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

本県では、市町村を対象とした「国民健康保険・後期高齢者医療制度主管課長等会議」、「国保制度改革に向けた県・市町村準備会議」及び「県・市町村・後期高齢者医療広域連合医療保険事務改革検討協議会」等の会議を開催し、必要な情報の共有及び事務処理の標準化等を行っておりますが、今後も引き続き事務連携が簡素で効率的なものとなるよう、努めてまいります。

納付金の決定に当たっては、市町村との協議により、医療費水準、年齢構成及び所得水準などを反映することとなり、これにより地域の実情を踏まえた配分が行われるものと考えております。

また、国保制度改革の円滑な実施に向け、制度改革後の財政運営及び保険料水準に影響を与える事項については、地方との協議を踏まえ、早急に情報提供を行うよう、国に要望しております。

---

## 13 介護保険制度の充実

---

<要望事項>

1 介護保険制度に対する財政支援等

介護保険の健全な財政運営を図るため、各自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る市町村の財政負担が過重にならないよう十分な財政措置を講じるよう国

に働きかけること。

また、介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成、人材確保については、地域医療介護総合確保基金等を活用して、十分な財政支援と専門職の育成・確保を図るための諸施策の充実を図ること。また施設の建設に当たっては、施設入所定員に対する多床室の割合を地域の実情に合ったものとするよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

「介護給付費財政調整交付金」については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しております。

介護サービス基盤整備に関する施設整備及び人材育成、人材確保については、「地域医療介護総合確保基金」（介護分）を十分に活用して取り組んでまいります。

県所管地域における特別養護老人ホームの居室定員については、本県の条例で原則として、1人とされておりませんが、平成29年度までの経過措置として、一定の条件を満たした場合には、居室の定員を4人以下（多床室）としております。

現在、第7期の「かながわ高齢者保健福祉計画」の策定作業を進めており、「神奈川県社会福祉審議会」や「かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会」、県議会などの意見を踏まえて、平成30年度以降の多床室の扱いに係る経過措置を延長する予定であります。

---

#### <要望事項>

##### 2 介護保険等の利用者負担軽減措置の充実

介護保険法等に基づく利用者負担の軽減措置については、十分とは言えないことから、利用料が低所得者の重い負担にならないような対応を国に働きかけること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

低所得者への軽減措置について、制度改正の趣旨を踏まえた適切な実施が確保されるよう、必要な財源措置について国に要望しております。

---

#### <要望事項>

##### 3 介護報酬の充実

次期介護報酬の改定においては、介護職員の十分な確保や地域における安定した介護保険サービスを提供するため、介護報酬の充実を国に働きかけること。

#### 《措置状況》【保健福祉局】

介護従事者の処遇改善について、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるとともに、キャリアパスの取組が促進されるための報酬充実が図られる必要があるという認識のもと、介護保険制度において、質の高い介護サービス提供に対する適切な評価等により、従業者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働く仕組みが構築されるよう国に提案しております。

地域区分についても、地域の実情に即した見直しを行うよう国に提案しております。

---

## 14 高齢者福祉施策の充実

---

#### <要望事項>

##### 1 老人福祉施設の整備に対する支援

(1) 特別養護老人ホーム等の施設整備について、施設整備費の増加や補助金の削減などにより事業者の財政負担が増大していることから、施設整備に係る財政支援について、十分な財源措置を講



じること。

《措置状況》【保健福祉局】

老人福祉施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」において計画的な整備促進を位置付けており、今後も計画の達成に向けて予算の確保に努め、着実に整備してまいります。

また、地域密着型サービスにおいても、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、施設整備を着実に促進してまいります。

＜要望事項＞

(2) 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、施設設置者である社会福祉法人の負担軽減と安定した運営を図るため、神奈川県老人福祉施設整備費補助金における老人福祉施設の改築に対する補助を実施すること。

《措置状況》【保健福祉局】

県単独補助金による特別養護老人ホームの大規模修繕に対する補助については、厳しい財政状況の中、限られた財源で「かながわ高齢者保健福祉計画」における整備目標の達成に向けた着実な助成を行っているところであり、現時点では困難であります。

ただし、既存の特別養護老人ホームの施設老朽化に伴い既存施設とは別の敷地に新たに施設を整備し、整備終了後に既存施設から入所者が新たな施設に移る場合には、「(移転を伴う)創設」として補助対象になり得るものと考えておりますが、実際に補助金交付の対象となるかについては、各年度の予算編成過程の中で決定されるものです。

なお、「地域医療総合確保基金」を活用した施設整備の補助金について、介護保険制度導入以前の施設の大規模改修・改築を補助対象メニューに加えるよう国に要望しております。

＜要望事項＞

2 特別養護老人ホーム等の定員数に対する経過措置の延長

特別養護老人ホーム等の従来型居室の定員数を4人までとする厚生労働省令に基づく経過措置について平成30年4月以降の延長を国に対し働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

県所管域における特別養護老人ホームの従来型居室の定員については、都道府県（指定都市及び中核市の区域内は当該各市）の条例で定めることとされております。

本県の条例では、一の居室の定員は原則として1人とすることとされておりますが、平成29年度までの経過措置として、一定の条件を満たした場合には4人以下としております。

本県では、現在、第7期の「かながわ高齢者保健福祉計画」の策定作業を進めており、「神奈川県社会福祉審議会」や「かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会」、県議会などの意見を踏まえて、平成30年度以降の多床室の扱いに係る経過措置を延長する予定であります。

---

## 15 障害者福祉施策の充実

---

＜要望事項＞

1 身体障害者等に対する各種交通割引の対象拡大

身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では、「16大都道府県障害福祉主管課長会議」などを通じて、国に要望しております。

また、県では、精神障害者のバス割引について、神奈川県バス協会を通じた働きかけを行っており、平成29年度も神奈川県バス協会に要望を行ったところです。

今後も引き続き要望してまいります。

.....  
<要望事項>

2 自立支援給付事業等に対する全額国庫負担化

障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とすること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害福祉サービス費等及び障害児通所支援に係る自立支援給付費等の費用負担については、障害者総合支援法及び児童福祉法において、その費用の4分の1を負担することになっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは理解しているところです。

県としては、障害福祉施策において市町村に過大な負担が生じないように、他都道府県とともに、「関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議」や「16大都道府県障害福祉主管課長会議」を通じて国に要望しております。

.....  
<要望事項>

3 重症心身障害児者の入所施設等の整備促進

重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域において、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を持つ施設を積極的に整備すること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、民間施設において、医療的ケアが必要な障がい者の受入れができるよう、交付金化された「障害者地域生活サポート事業」における「短期入所利用促進事業」、「重度・重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施する市町村に交付金を交付しております。

また、医療的ケア等の必要な重度重複障がい者のグループホームや日中活動の場の確保等、施設等整備を促進する必要があると考えていることから、これらを「施設等整備方針」に位置付け、国庫補助協議対象事業を公募するとともに、この施設等整備方針に沿った整備計画を必要性、緊急性の観点で踏まえ選定し、それらの設置促進を図ってまいります。

.....  
<要望事項>

4 重度訪問介護事業等訪問系サービスに対する補助制度の創設

重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の負担基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県による一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、県においてもこの補助制度を創設すること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担金について、居宅介護や重度訪問介護などの訪問系サービスには国庫負担基準が設けられており、現に国庫負担基準額を超過している市町村があることは承知しております。

国は国庫負担基準額を超過した市町村に補助を行う都道府県に対する補助制度を設けております

が、本来は都道府県や市町村に過大な負担が生じることがないように、国において国庫負担基準を適切に設定すべきものであることから、本県では、市町村の超過負担が生じることのないよう、義務的経費としての財源措置を講じることについて、国に要望しております。

.....  
<要望事項>

5 障害者の就労支援事業に対する財政支援

障害者の就労支援の充実を図るため、複数市町村で構成する地域就労援助センター事業は、県の市町村事業推進交付金の対象となっているのに対し、市単独で実施している就労支援事業は同交付金の対象となっていないことから、市単独で実施している事業に対しても財政支援を講じること。

<措置状況>【保健福祉局】

本県の市町村事業推進交付金における地域就労援助センター事業については、一般企業等での就労が困難な障がい者の就労を促進するために、県所管域の障害保健福祉圏域に各1箇所、地域就労援助センターを設置しております。

また、本県においては、国と連携しながら、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、就業面及び就業に伴う生活面の支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを、障害保健福祉圏域に各1箇所設置し、障がい者の就労支援に取り組んでいるところです。

市が独自に就労支援事業を実施することは、働く意欲のある障がい者がより身近な地域で支援を受けられることにつながり、支援体制の充実が図られると認識しておりますが、本県では上記の取組等により、広域的に障がい者の就労支援に取り組んでいるところですので、市単独で実施している事業を当該交付金における新たな補助対象とする予定はありません。

---

## 16 社会福祉施策等の充実

---

<要望事項>

1 市民後見人の養成

平成24年度から県において実施されている市民後見人養成研修を引き続き実施し、必要な予算の確保を図るとともに、地域医療介護総合確保基金による介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）についても、市町村が安定した財源のもと、適切に事業を遂行できるよう国との協議を進めること。また、県内市町村が積極的に市民後見人の養成に取り組むことができるよう、国や裁判所に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

市民後見人の養成は、老人福祉法等において市町村の役割とされておりますが、県の役割としても、市町村に対し助言、その他の援助を行うよう努めるとされているところであり、引き続き市町村と連携し、同研修を継続して実施するよう努めてまいります。

また、介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）については、県として、市町村の市民後見人養成に係る事業が適切に遂行できるよう、予算を確保いたしました。

さらに、家庭裁判所と県、市町村及び社会福祉協議会との連絡協議会を開催し、相互理解を深めつつ、引き続き関係機関と連携して、市民後見人の養成に取り組んでまいります。

.....  
<要望事項>

2 無料低額宿泊所に対する法整備

無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく施設であるが、事業開始後の届出が義務付けられているだけで、施設整備や運営に関する最低基準等も具体的には定められていないことから、無料低

額宿泊所が入居者の生活の向上と地域福祉の推進に資するよう、届出制の見直しと、設備・運営等の基準の明確化、指導の権限強化などの法整備を行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

無料低額宿泊事業については、対象事業の範囲を法令上で明確にすること、また、設備及び運営の規準等の基本事項を法令で位置付けることを、国に働きかけております。

.....  
＜要望事項＞

3 居所不明児童及び徘徊高齢者対策への支援

居所不明児童及び徘徊高齢者の発生を防止するための情報収集については一自治体では限界があるため、居所不明児童については、市町村間の情報共有の取組への拡充を図るとともに、徘徊高齢者については、組織を明確化する制度の創設及び市町村からの出入国記録の照会に対する迅速な対応について取り組むこと。

《措置状況》【県民局・保健福祉局】

居所不明児童については、平成26年度に、市町村と児童相談所の協働により、「居住実態が把握できない児童及び安全確認ができない児童の調査・対応の手引き（標準モデル）」を作成し、平成27年3月に全ての市町村に通知しております。

また、国に、平成28年度においても引き続き、「所在不明児童の情報共有の仕組みづくり」として、自治体間での所在不明児童についての情報共有が可能となるよう、国が情報を一元化する仕組みを創設し、個人情報の提供を含む情報提供のルールを定めることを要望しております。

徘徊による行方不明者や身元不明で保護された方については、警察と連携し、地域の関係機関に情報提供を行い、早期発見や身元確認につなげる「徘徊高齢者SOSネットワーク」が、市町村を事務局として県内全域に構築されております。そこで、徘徊の可能性のある方などの事前登録の推奨を行うとともに、市町村域を超える広域的な搜索や身元確認については、県を通じ、県内全域や他県に依頼を行っております。今後も引き続き、徘徊高齢者SOSネットワークの運用や県民への周知などについて、市町村や警察など関係機関との連携の強化を図ります。

また、実態としては、県をまたがるケースなど、今の仕組みの中では対応が難しいケースもあるため、国に、引き続き情報共有のあり方について働きかけを行ってまいります。

---

## 17 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

---

＜要望事項＞

福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直し

介護報酬や子ども・子育て支援新制度の公定価格の算定基準となっている地域手当の級地区分について、市民サービスに係る事業者の人材確保などを考慮し、地域の実情に合わせた地域手当の級地区分とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地域手当制度は、現在、介護報酬単価の調整などにも用いられていますが、本来は、国家公務員を対象として、その給与を地域の民間賃金水準を適切に反映したものとするため、制度設計されたものです。

その上で、地方公務員法において「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。」とされていることから、地方公務員についても、国家公務員に準拠して、制度が構築されているものです。

国家公務員については、平成26年人事院勧告の「給与制度の総合的見直し」の中において、  
・ 地域間の給与配分を適正化するため、俸給表の水準を平均2%引き下げ

・一方、民間賃金の高い地域に支給する地域手当について、民間賃金の特に高い東京都特別区について20%とすることとし、これを上限として支給割合、支給地域等の所要の見直しを行うこととされ、これを受けて、級地区分の1区分増、支給割合の見直し、「賃金構造基本統計調査」（平成15年～24年）のデータに基づいた支給地域の見直しが行われました。

もともと、これらの見直しにおいても、支給地域は従来どおり市区町村単位で示されており、今後の国の動向を注視しつつ、機会を捉えて国に地域の実情を伝えてまいります。

---

## 【教育・文化】

---

### 18 学校教育の充実強化

---

#### <要望事項>

##### 1 教員数配置の充実強化

退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

#### 《措置状況》【教育局】

正規教員の採用に当たっては、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な人員構成も踏まえた中期的な採用計画を立てて採用数の確保に努めております。

また、市町村への配属に当たっては、教育事務所を通じて各市町村教育委員会の欠員状況や要望などを把握し、新規採用教員の配置数を決定しているところであり、今後とも、各市町村の意向を踏まえながら対応に努めてまいります。

現在、小・中学校に配置されている臨時的任用教員については、県として各地域の教育事務所が年2回研修を実施するとともに、要望に応じ、退職校長等による訪問指導を実施しております。

また、総合教育センターでは、市町村立学校の臨時的任用教員が受講可能な自己研鑽のための研修講座や、大学との連携による臨時的任用教員や非常勤講師等を対象とした研修をしております。こうした自己研鑽のための研修については、一般の教員と同様に受講できるようにするなど、臨時的任用教員が受講しやすくなるよう改善しております。

教育指導員の派遣については、市町村教育委員会の要請により、教育事務所から各学校に派遣しております。今後とも可能な限り対応に努めてまいります。

---

#### <要望事項>

##### 2 在籍異動を伴わない院内学級入級の仕組み構築

入退院を繰り返す児童や生徒に配慮し、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みを構築するよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【教育局】

転学手続きについては、現行の法律に則って進めているところではありますが、「中央教育審議会初等中等教育分科会」による「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の中で、「現在の特別支援学校、病院内に設置された学級と在籍していた学校における転学手続の運用等を一層柔軟にしていくことを検討するべきである」とされていることから、国の動向を注視してまいります。

---

#### <要望事項>

##### 3 特別支援教育の充実強化

- (1) 教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定め、全校に専任で配置するよう国に働きかけるとともに、専任で配置されるまでの間、実施できない授業を代わりに担当する非常勤講師を配置すること。

《措置状況》【教育局】

教育相談コーディネーターの定数化については、県教育委員会として国に要望しており、今後とも機会を捉えて働きかけてまいります。

なお、県教育委員会では、毎年の予算の範囲内で、学校規模に応じて児童・生徒指導担当教員を配置しているほか、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童・生徒の対応のために、児童・生徒支援担当教員を加配しております。

また、平成28年7月に国で取りまとめた不登校児童・生徒への支援に関する最終報告においても、連携協力の要となるコーディネーター等の人的措置の充実が必要であるとされていることから、今後の国の動向に留意してまいります。

非常勤講師については、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面での特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うために配置しております。

＜要望事項＞

- (2) 個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、配当時間を増やすこと。

《措置状況》【教育局】

特別支援教育推進に係る非常勤講師の配当時間の拡充については、県の厳しい財政状況の下では困難ではありますが、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めてまいります。

＜要望事項＞

- (3) 障がいのある子どもたちが学校（園）生活を円滑に送れるように、学習活動や日常生活を支援する介助員について、財政措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

障がいのある児童・生徒に対する学校生活上の介護や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充については、引き続き国に要望してまいります。

＜要望事項＞

- (4) 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を求めている地域に設置することも含めて、特別支援教育体制を充実強化すること。

《措置状況》【教育局】

特別支援学校の設置については、「県立教育施設再整備10か年計画」（まなびや計画）を引き継いだ「県立学校施設再整備計画」（新まなびや計画）に基づき新設校の整備を進めております。

新まなびや計画内に位置付けられている新設校整備が終了した後の対応については、児童・生徒の通学状況やインクルーシブ教育の推進の状況を踏まえ、検討してまいります。

＜要望事項＞

- 4 中学校給食導入促進事業補助制度の創設  
全員喫食による中学校完全給食の普及促進を図るため、市町村が導入を進めるに当たって課題

となっている施設、設備などの初期整備費用の負担について、補助制度を創設すること。

《措置状況》【教育局】

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費については、学校の設置者が負担することとなっており、また、施設整備については国の補助制度があることから、県教育委員会では、財政支援ではなく、引き続き他の自治体の事例等を情報提供することなどにより、市町村を支援してまいります。

---

## 19 文化財の保護

---

＜要望事項＞

文化財の保護

- (1) 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。  
また、指定文化財の適正な保存のため、必要な維持管理行為についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様に対応すること。

《措置状況》【教育局】

国及び県指定文化財の保存・修理に係る補助金については、補助事業の必要性や緊急性などを考慮しながら、効果的に文化財の保護を進められるよう予算措置に努めておりますが、県の厳しい財政状況の下では、全ての事業について上限補助を行うことは困難であります。

また、国庫補助の拡充については、「全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会」等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

.....  
＜要望事項＞

- (2) 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費を国庫補助事業の対象とするなど、国の支援策の拡充を国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

発掘調査費用の国庫補助の拡充については、「全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会」等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

---

## 【環境・エネルギー】

---

## 20 廃棄物処理対策

---

＜要望事項＞

1 資源化対策の推進

- (1) 容器包装リサイクル法において、対象品目を拡大し、容器包装以外の製品プラスチックも分別収集及び再商品化できるよう、法制化について国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

容器包装リサイクル法等の見直しについては、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」

の中で、容器包装以外のプラスチック製品も分別収集及び再商品化の対象とするよう、国に提案しております。

.....  
**<要望事項>**

(2) ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

**《措置状況》【環境農政局】**

一般廃棄物処理施設から排出される焼却灰の安定的かつ効率的な資源化方策については、市町村の意向も踏まえ、必要に応じて市町村と共同して検討してまいります。

.....  
**<要望事項>**

**2 河川・海岸の環境保全**

(1) 河川及び海岸の環境保全に向けて、境川及び引地川の上流域における河川ごみ対策を積極的に推進するとともに、クリーンキャンペーン等を通じた広域的な美化活動に主体的に取り組むこと。

**《措置状況》【環境農政局・県土整備局】**

河川ごみの除去対策について、県では、河川環境の保全の観点から、草刈りとあわせた清掃を、地元住民や流域市町の御協力をいただいて実施しており、引き続き河川ごみの除去に努めてまいります。

また、県では、多くの方々が環境美化に関心を持ち、実践していただくために、「かながわクリーン運動」を推進し、自治体や企業・各種団体に美化活動の実施を呼びかけております。

.....  
**<要望事項>**

(2) 海岸の環境保全を図るため、国の地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の補助率を10/10に戻すとともに、平成29年度以降も補助の継続及び早期の内示を国に働きかけること。

**《措置状況》【環境農政局】**

海岸漂着物等については、県外からの漂着物や河川経由等による原因者が不明のごみが含まれていることから、「平成30年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、平成30年度以降も地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）を継続すること、並びに補助金の継続に当たっては、神奈川の海岸線が県民の健康増進や地域の活性化に果たす役割は大きいことから、その重要性に鑑み、補助率を10割に復元することを国に提案しております。

今後は、補助金の早期内示についても、あわせて国に働きかけてまいります。

---

## 21 再生可能エネルギーの普及促進

---

**<要望事項>**

**1 再生可能エネルギーの普及促進**

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。



#### 《措置状況》【産業労働局】

国に対しては、太陽光発電の普及のため、薄膜太陽電池の導入に対する補助金の補助率引き上げや、防災拠点施設等へ再生可能エネルギー等を導入することができるよう、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」に代わる地方の財政負担を伴わない新たな制度を創設することを平成29年6月に要望しております。

---

#### ＜要望事項＞

##### 2 公共施設における再生可能エネルギー等の導入補助

公共施設への再生可能エネルギーの導入の推進について、県による再生可能エネルギー等導入推進基金が平成28年度をもって終了したため、新たな制度の創設を含めた継続的な財政支援を導入するとともに、太陽光発電設備等の高額な設置工事費を対象とし、制度を率先的に活用する自治体に対して補助率を上乘せするインセンティブを与えること。また、国に対しても同様の働きかけをすること。

#### 《措置状況》【産業労働局】

国は、「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」を、平成28年度をもって終了し、現在は「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」が実施されていますが、地方自治体の財政負担が生じる補助制度となっております。

このため、県では平成29年6月に、国に「再生可能エネルギー等導入推進基金事業」に代わる地方の財政負担を伴わない新たな制度を創設するよう要望しております。

---

## 22 鳥獣被害対策の推進

---

#### ＜要望事項＞

##### 鳥獣被害対策の推進

- (1) アライグマ、タイワンリスの完全排除に向けて、県有地での継続的な捕獲を実施するとともに、タイワンリスの防除について、県全域における防除実施計画を策定すること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

県が所管する公園や緑地におけるアライグマ及びタイワンリスの捕獲については、市町と連携して捕獲を実施できるよう、施設管理者と調整を図ってまいります。

タイワンリスの防除については、平成29年度に分布状況を調査しているところであり、その結果を踏まえて、県全域における防除実施計画策定について検討してまいります。

---

#### ＜要望事項＞

- (2) 平成29年度から鳥獣被害防除対策専門員が横須賀三浦地域から撤退したことにより、アライグマ、タイワンリス、イノシシ、鳥インフルエンザ等の対策に関する支援が後退しないように配慮するとともに、増加しているイノシシについて、県が主導的に対策を講じること。

#### 《措置状況》【環境農政局】

地域における鳥獣被害対策の実施に当たっては、かながわ鳥獣被害対策支援センターの充実強化を図ることにより、鳥獣被害対策専門員等が市町村等の要請に応じて現地に赴き、被害状況などの地域特性に応じた効果的な対策をきめ細かく支援してまいります。

イノシシについては、市町村や地域と連携しながら、隠れ家となっている藪の刈り払いや農地等への侵入を防ぐ柵の設置等の地域ぐるみの対策の支援を強化してまいります。

.....

<要望事項>

(3) 第4次神奈川県ニホンザル管理計画において、生活被害、農業被害の根絶を目指すため、行動域に市街地を含んでいる群れや追い上げが困難な群れなどで継続的な被害が深刻な群れを管理困難な群れと判断し、早急に群れの捕獲を許可すること。

<<措置状況>>【環境農政局】

「第4次神奈川県ニホンザル管理計画」に基づく「平成29年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」において、管理困難な群れ及び追い上げ目標エリアの設定が困難であり、除去することがやむを得ない群れであると判断された9群については、必要な捕獲許可を行っております。

.....

<要望事項>

(4) 神奈川県ニホンジカ管理計画による定着防止区域において、各市町による捕獲だけでなく、県が中心となり、箱根山地全体の分布状況調査の実施や対策（管理捕獲）を講じること。

<<措置状況>>【環境農政局】

ニホンジカの分布状況調査については、定着防止区域を含め、平成13年度からシカを目撃情報を蓄積しております。

箱根山地等のシカが定着している山稜部においては、県が管理捕獲を実施することといたしました。引き続き、地域と連携しながら、対策を進めてまいります。

---

## 【基地対策】

---

### 23 基地対策の促進

---

<要望事項>

1 基地の早期返還

都市化により超過密化した現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

基地の整理・縮小・返還については、「かながわグランドデザイン」において、政策の基本方向として掲げており、その実現に向けて、引き続き国へ要望してまいります。

.....

<要望事項>

2 抜本的な騒音対策

(1) 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をすること。また、移駐が実施されるまでの間も、着陸訓練の硫黄島訓練施設での全面实施を図り、騒音の解消に努めるとともに、実施時には事前に情報を提供するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

恒常的訓練施設の選定については、平成23年の日米安全保障協議委員会において、鹿児島県の馬毛島を検討対象としていることが明らかになりました。その後、国から「厚木基地騒音対策協議会」や「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」で、関係自治体や地権者との調整を続けているとの情報提供があったところです。しかし、その選定に至っていないことから、引き続き

国に対し早期選定とその見通しに係る情報提供を関係市と連携し働きかけてまいります。

硫黄島での着陸訓練の全面実施については、「厚木基地騒音対策協議会」等を通じて日米両国政府に対し、繰り返し要請しております。

さらに、着陸訓練以外の航空機騒音についても、十分な対策を行うとともに、飛行に関する情報を事前に提供するよう求めています。

今後も、抜本的な航空機の騒音対策について求めています。

.....  
<要望事項>

(2) 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

自治体が行う騒音測定については、より正確に実態を把握する必要から国が実施する騒音測定を補完する形で実施しているものであり、騒音計の設置及び維持、並びに騒音測定に係る事務処理に要する費用について助成制度を設けるよう、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて国に要望しており、引き続き強く働きかけてまいります。

.....  
<要望事項>

3 基地周辺への対策

厚木基地を離着陸する航空機、とりわけ空母入港期間中は、空母艦載機による離着陸が頻繁に繰り返され、その激しい騒音は市民の生活環境に重大な影響を及ぼしているため、騒音軽減策を積極的に講じるよう国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

厚木基地周辺における騒音問題については、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」及び「厚木基地騒音対策協議会」を通じて、国等に対して抜本的解決を求める働きかけを行っており、今後とも取組を続けてまいります。

.....  
<要望事項>

4 基地問題に対する取組の強化

厚木基地の空母艦載機の移駐については、平成30年5月頃までに完了するとされたが、着実な実施と一日でも早い実現により、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むとともに、国に働きかけること。

<<措置状況>>【政策局】

空母艦載機の移駐については、国から、2018年（平成30年）5月頃までに完了予定との説明を受けていますが、県としては、騒音問題の抜本的解決を図るため、空母艦載機の移駐を早期かつ確実に完了させるよう、万全の措置を講ずるとともに、移駐が周辺住民の負担軽減に確実につながるものとするよう、今後とも基地周辺市と連携して国に対して働きかけを行ってまいります。

---

## 【まちづくり・産業】

---

### 24 社会資本の整備推進

---

#### <要望事項>

##### 1 行政機能集約化の支援

高齢者や子育て世代にとって安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現するとともに、国の施策であるコンパクトシティ及び国土強靱化を推進するほか、厳しい財政状況にも対応するため、行政機能の複合・集約化を推進する支援制度の創設を国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局・総務局】

国では、地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し、国公有財産の最適利用を図る方向を打ち出しており、県としても国や市との行政機能の集約化は、有効な整備手法の一つと認識しております。

その推進に向け、県としても県有施設整備の際には、地元市に合築の相談をするなど、連携して取り組んでまいります。

公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等を推進し、その適正配置を図るため、これまでの「公共施設等最適化事業債」の内容が拡充され、新たに「公共施設等適正管理推進事業債」が平成29年度に平成33年度までの時限措置として設けられました。

これにより、公共施設等総合管理計画に基づいて行われる公共施設の複合・集約化等に加え、コンパクトシティ推進の観点から、立地適正化計画に基づいて行われる地方単独事業についても起債対象となっております。

---

#### <要望事項>

##### 2 公共施設更新の支援

公共施設等総合管理計画に基づき実施される、公共建築物の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体にとっても公共施設等適正管理推進事業債の活用は交付税措置と同等の十分な財政支援策を整備するよう国に働きかけること。

#### 《措置状況》【政策局】

地方自治体が公共施設の最適配置を実現するための後押しとして、公共施設等適正管理推進事業債の起債に対しては交付税算入される等の対応がなされているところです。

県では、「市町村自治基盤強化総合補助金」において、公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設の再配置等による施設統廃合を補助する「施設統廃合事業」や、同じく公共施設等総合管理計画等に基づく長寿命化対策により、老朽化した施設の耐用年数を延長し、ライフサイクルコストを軽減させる事業等を対象とする「施設長寿命化・老朽化対策事業」を設けております。

引き続き市町村の公共施設等総合管理計画の推進を支援するとともに、新たな国庫補助制度の創設についても、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

---

#### <要望事項>

##### 3 インフラ整備に係る国庫補助の確保

社会資本整備総合交付金について、さがみ縦貫道路周辺の都市基盤整備や神奈川県地域住宅等整備計画に関して、計画的な執行を図るため年度計画に沿った交付金を決定するよう国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

県としては、今後とも各市町と連携し、「神奈川の市街地整備に関する要望活動」等を通じて、計画的な執行を図るため十分な予算措置が講じられるよう国に要望してまいります。

＜要望事項＞

4 水道事業体の広域化の支援

県下の水道事業体で広域化又は県営水道事業への統合を希望する事業体がある場合には、当該事業体はもとより密接に関連のある周辺事業体に対しても積極的に働きかけるなど、広域化等に向けた具体的な枠組みを整えること。

《措置状況》【政策局】

水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大、職員の高齢化による技術継承の危機など厳しさを増しており、こうした課題を解決し、将来にわたって安定的な水道事業を持続していくためには、事業者の枠を超えた広域化を進め、スケールメリットを活かしていくことが必要です。

本県の水道事業は、各事業者における成り立ち、規模、地勢及び経営状況が大きく異なっていることから、まずは、お互いの理解と課題認識の共有を進め、そのうえで協力・連携できるところから広域化に取り組んでまいります。

今後、水道法の改正が見込まれ、都道府県の役割・責務がより明確化されることが想定されています。このような中で、県としては法改正を見据えながら、広域化を進めるための中心的役割を果たし、県内水道事業者と丁寧に議論を進めてまいります。

＜要望事項＞

5 水道施設の更新等に係る生活基盤施設耐震化等交付金の基準緩和

公衆衛生の向上と生活環境の改善を目的として、老朽化した水道施設の更新や耐震化を円滑に進めていくため、上水道事業及び水道用給水事業に係る生活基盤施設耐震化等交付金の採択基準（料金回収率）を緩和するよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、全ての水道事業者に対して確実な財源措置を講じられるよう、国に「生活基盤施設耐震化等交付金」の資本単価要件、家庭用水道料金の要件の撤廃と国庫補助等に係る必要な財源の確保を提案しております。

なお、水道料金は、水道事業の持続性確保のための取組も含めて提供されるサービスの内容を見込んだ総括原価に基づき料金を設定することとされており、料金回収率はその指標であることから、生活基盤施設耐震化等交付金の採択要件（料金回収率）を緩和することについては、国へ提案は行っておりません。

＜要望事項＞

6 下水道終末処理施設の排水基準

下水道終末処理施設から東京湾への排水における窒素含有量及び燐含有量の基準について、平成29年4月1日条例改正前の旧暫定基準へ緩和すること。

《措置状況》【環境農政局】

排水基準の緩和については、東京湾をめぐる水質の状況として、中央環境審議会第8次総量規制の在り方（答申）の中で「今後も水環境改善を進める必要がある」とされ、さらなる削減努力が求められている中で困難であります。

## 25 まちづくり推進

### <要望事項>

#### 1 土砂災害対策事業の推進

県が土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を進めた結果明らかとなった土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）において、特に住民の生命又は身体に著しい危害が生じるとされるレッドゾーンに対して、災害対策事業を積極的に推進してイエローゾーンに移行させる取組みをすること。

### 《措置状況》【県土整備局】

砂防堰堤やコンクリート擁壁等の土砂災害防止施設の整備は、人家が多い箇所、福祉施設が立地する箇所などを優先して行っておりますが、こうした整備には多大な費用と日時を要するとともに、市町村や地権者などの要望も踏まえ実施する必要があります。

今後、市町村には地元調整などへの御協力をいただきながら、引き続き優先度の高い箇所から着実に施設の整備を進めてまいります。

### <要望事項>

#### 2 保留区域の市街化区域編入手続きの迅速化

保留区域の市街化区域編入に当たり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等には多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間を短縮するとともに、国関係協議は、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑に協議すること。

### 《措置状況》【県土整備局】

保留区域の市街化区域編入に当たり、特に必要となる農林漁業調整については、基準となる「都市計画と農林漁業との調整措置（平成25年6月14日農村振興局長通知）」に基づき実施するとともに、「都市計画と農林漁業との調整事務の迅速化について（平成20年3月19日農村振興局企画部地域計画官補佐）」に基づき、県環境農政局と協力しながら、連絡調整を密にし、調整期間の短縮に努めております。

一方、市街化区域編入のためには、市が具体的な計画をまとめるとともに、地元の合意形成や関係機関との調整を実施する必要もあり、これらの調整に時間を要していることも、原因の一つとなっております。

市街化区域編入には、県と市が一体となって取り組んでいく必要があり、県としては、引き続き庁内の関係室課と積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努めてまいります。

### <要望事項>

#### 3 県有未利用地の処分

県有財産である市街化区域内の未利用地を処分する場合、地元の意向にも十分配慮した処分とすること。

### 《措置状況》【総務局】

県有地の利活用に関する地元からの御意見や御要望は、地元市において、その必要性を判断いただいた上で、県と市との役割分担の下に、適切な対応を図っていくべきものと考えており、地元市自ら利活用の意向が示された場合には、御意見や御要望の実現に向け協力しております。

また、民間に処分する場合においても、まちづくりに大きな影響を及ぼす場合など、地元への配慮が必要なケースについては、地元市と丁寧な調整を行っております。

.....  
<要望事項>

4 県有地を活用した伝統文化施設の整備

県民が日本の伝統文化として親しむ流鏝馬を常時公開できる施設として、県有地を活用するとともに、設置に協力すること。

<措置状況>【環境農政局・県土整備局】

流鏝馬を常時公開できる施設に係る古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法及び都市計画法の運用等については、今後、鎌倉市からの具体的な提案・相談があれば、対応を検討してまいります。

.....  
<要望事項>

5 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大

相続税納税猶予制度について、適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることがないように国に働きかけること。

<措置状況>【県土整備局】

御要望の点については、平成29年度も国に要望しておりますが、引き続き要望してまいります。

.....  
<要望事項>

6 地域振興施設に係る補助制度の拡充等

農業振興地域における新たな拠点づくりとする地域振興施設、農業振興施設及び道路附帯施設の一体的な整備について、当該事業に係る交付金をより一層拡充させるとともに、道路附帯施設の整備により、大型車両の路上駐車が減少するなど、交通環境の改善が図られることから、積極的に支援すること。また、農業振興地域整備計画の変更には、地域の実情が反映され、盛り込まれるよう支援すること。

<措置状況>【環境農政局・県土整備局】

御要望の地域振興施設や道路附帯施設の整備については、「道の駅かながわ」の体制に基づき、「道の駅相談窓口」により相談を受けているところであり、関係部局と連携し必要な助言を行う「道の駅支援検討会議」を開催することも可能であるため、引き続き「道の駅相談窓口」へ御相談いただきたいと考えております。

農業振興施設に係る国の交付金や補助事業の拡充については、機会を捉えて国へ要望してまいります。

また、農業振興地域整備計画の変更については、地域の実情を伺い、協議をさせていただきます。

.....  
<要望事項>

7 新たな技術を活用した産業振興施策に対する財政支援

YRPのような今後ICT・IoT技術の集積が期待される研究開発拠点に対して、積極的に財政的な投資をすること。

<措置状況>【産業労働局】

県では、全県的な企業誘致の推進組織として「神奈川県企業誘致促進協議会」を設置し、企業誘致に取り組んでおります。

「YRP」は、当協議会の「地域産業プロジェクト」に位置付けられていることから、県としても、情報関連の研究開発拠点という「YRP」の特性を踏まえながら、市や関係団体と連携して企

業誘致を進めております。

また、「セレクト神奈川100」においても、IT/エレクトロニクス関連産業を支援対象産業に位置付けているところです。

今後も情報関連産業の集積を図るため、横須賀市と連携し、個別企業への誘致の働きかけを行ってまいります。

.....  
<要望事項>

8 民間事業者に対する支援

暮らし・にぎわい再生事業及び都市再生整備計画事業に係る補助要綱等の整備を行い、民間事業者への地方公共団体負担分について、市と協調し応分を負担すること。

<措置状況>【県土整備局】

県財政健全化に向けた取組を進めている中、県の補助対象を新たに創設することは極めて困難な状況にありますので、国交付金の確保等について、技術的な支援を行ってまいります。

.....  
<要望事項>

9 地域振興拠点施設の整備

「県西地域活性化プロジェクト」に位置付けられている道の駅整備促進において、「(仮称)道の駅 金太郎のふる里」の整備を支援すること。

<措置状況>【県土整備局】

本県では、これまで3回「道の駅支援検討会議」を開催し、南足柄市が進める道の駅について関係部局と情報共有を図るとともに、関係部局より必要な助言を行ってきたところです。

引き続き、道の駅整備に伴う諸課題について、必要な助言を行ってまいります。

.....  
<要望事項>

10 都市環境整備の推進

「村岡・深沢地区全体整備構想(案)」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政措置を講じることや体制づくりに主体的に取り組むこと。

<措置状況>【県土整備局】

県では、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、JR東海道本線への新駅設置を含め両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

今後も県では、両市一体となったまちづくりの実現に向け、同協議会を通じて、広域的な観点から技術的な支援を行うとともに、新駅設置に向けた組織の立ち上げについても、両市が連携して進める取組に協力してまいります。

---

## 26 都市公園等の整備

---

<要望事項>

1 城ヶ島ハイキングコースの整備

年間約330万人が訪れる城ヶ島及び三崎漁港周辺地域の魅力向上のために、台風被害により通行止めが続いている県立城ヶ島公園区域及び三崎漁港区域内における城ヶ島水っ垂れハイキングコースを早期に整備すること。



《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

県では、水っ垂れハイキングコースは侵食が進み危険な状況であったことから、平成17年から19年にかけて公園区域内の斜面において落石防止対策のロックネット工事を実施しております。

また、水っ垂れハイキングコースは、「魅力あふれる城ヶ島創造プラン（平成23年8月）」により整備が位置付けられており、このプランの役割分担に基づき県で平成23年度に測量やルート、構造等の検討までを行いました。

今後の事業化については、三浦市が役割を分担することになっており、県としては、技術的助言を行ってまいります。

なお、城ヶ島ハイキングコースの一部は漁港区域内を通過しておりますが、ハイキングコースは、漁港管理及び海岸保全に関係する施設ではないため、県が整備することは困難であります。

.....  
<要望事項>

2 県立フラワーセンター大船植物園の整備

フラワーセンター大船植物園の整備については、多くの地域から更なる多数の来場者を迎えられるよう、大型遊具の設置などの魅力づくりや環境づくりに取り組むこと。

《措置状況》【環境農政局】

県立大船フラワーセンターについては、利用者の更なる増加に向けて、引き続き魅力づくりや環境づくりに努めてまいります。

.....  
<要望事項>

3 県立おだわら諏訪の原公園の整備

県西地域の広域公園として、県民の潤いや安らぎ、健康増進など重要な役割が期待される県立おだわら諏訪の原公園について、県民のニーズに応え、地域の荒廃した農地や林地の再生による鳥獣被害を軽減するために、第2期・第3期事業区域を早期に事業化すること。

《措置状況》【県土整備局】

県立都市公園の事業については、近年、財政状況が厳しい中、既存の施設の老朽化に伴う維持・更新、防災機能を高めるための施設整備のほか、既に整備に着手している箇所の促進など、優先度を考慮しながら進めているところです。

そうした中、おだわら諏訪の原公園につきましては、まずは第1期区域の全面開園を目指している状況です。

本公園は、基本構想の策定後約20年が経過し、公園を取り巻く状況が変化してきていることから、地元の方との連絡会を通じて、この公園に望まれる機能などについて御意見を伺いながら、公園の計画見直しなどについて検討してまいります。

---

## 27 道路の整備

---

<要望事項>

1 国道等の早期事業化、整備

(1) 国道357号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸ルートの早期具体化をすること。

《措置状況》【県土整備局】

国道357号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備と南下延伸ルートの早期具体化については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国へ要望してきたところであり、今後も引き続き様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

また、国が今年11月に設立した「横須賀地区道路ネットワーク検討会」に県も参画し、国道357号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備や南下延伸ルートの早期具体化が図られるよう、必要な協力を行ってまいります。

.....  
<要望事項>

(2) 東名高速道路、中央自動車道及び関越自動車道へのアクセス向上のための高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備について、県においても積極的に支援すること。

《措置状況》【県土整備局】

高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も引き続き様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

また、県では、これまで工事に伴う埋蔵文化財調査などの関係者調整を行ってきており、引き続き沿線自治体とも連携して、工事が円滑に進むように積極的に協力してまいります。

.....  
<要望事項>

(3) 国道134号の交通渋滞の解消や防災力・都市景観の向上、歩行空間の確保のため、更なる機能強化と電線地中化を推進するとともに、三浦縦貫道路Ⅱ期区間の供用開始により交通量の増加が懸念される初声小学校入口交差点の付加車線の設置を含めた交差点改良に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

道路の無電柱化については、快適な通行空間の確保はもとより、良好な景観形成や災害対応力の強化の観点から重要な事業であると認識しておりますが、無電柱化事業の実施にあたっては、多額の費用や電線を埋設できる幅の広い歩道が必要なことなどの課題もあります。

そのため、厳しい財政状況を踏まえ、課題解決の見通しが立った箇所について、無電柱化事業を進めております。

電線地中化の要望箇所については、稲村ヶ崎公園前から材木座有料駐車場までの区間（約3.2km）とお聞きしておりますが、電線地中化事業を行うためには、最低でも歩道幅員として2.5mが必要となり、この区間の歩道幅員としては、約2.0m程度であるため、沿道の用地買収が必要になることから、早急に電線地中化事業を行うことは困難ですが、現在、国では無電柱化の推進にかかる技術検討等が進められていますので、これらの動向を注視してまいります。

また、国道134号については、鎌倉高校駅前交差点の前後の区間において、擁壁の改良及び右折車線や歩道の設置工事を行っており、交差点部については、平成29年11月に供用を開始したところです。

歩行者空間の確保については、国道134号の腰越漁港付近とそれに続く腰越橋までの歩道整備の要望とお聞きしており、歩道整備計画の策定に向け、調査に着手いたしました。

腰越漁港付近は、漁港に隣接していることから、漁港管理者である鎌倉市の協力が不可欠であり、引き続き、鎌倉市の協力を頂きながら事業に取り組んでまいります。

国道134号の「初声小学校入口交差点付近」については、平成27年度までに用地取得が完了しましたので、西側の歩道から工事を進めているところです。

今後も工事を推進し、三浦縦貫道路Ⅱ期区間よりも前の平成30年度に供用したいと考えております。

.....

<要望事項>

(4) 国道467号の南部地区の早期完成と未着手区間の早期着手をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

国道467号南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、今後も大和市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

その他の地域の歩道整備については、事業中区間の進捗状況、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

.....

<要望事項>

(5) 厚木秦野道路（国道246号バイパス）全線の早期事業化、全線の早期整備を国に働きかけるとともに、県においても積極的に支援すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

厚木秦野道路の事業化区間の整備促進や未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や経済団体等と連携して国へ要望してきたところであり、今後も引き続き様々な機会を捉えて、国等へ強く要望してまいります。

また、県では、これまで厚木秦野道路にアクセスする道路の整備や、工事に伴う埋蔵文化財調査などの関係者調整を行ってきており、引き続き沿線自治体とも連携して、工事が円滑に進むように積極的に協力してまいります。

.....

<要望事項>

(6) 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始を国に働きかけること。

<<措置状況>>【県土整備局】

新東名高速道路の早期供用については、県内関係市町村や経済団体等と連携して、国や高速道路会社へ要望してきたところであり、今後も引き続き様々な機会を捉えて、国等へ強く要望してまいります。

.....

<要望事項>

(7) 西湘バイパスの延伸整備の早期事業化を図ること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県としては、厳しい財政状況の中で、まずは広域農道（小田原湯河原線）を優先して整備を進めております。

西湘バイパスの延伸については、国等へ早期に計画の具体化が図られるよう要望するとともに、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査・検討を進めてまいります。

.....

<要望事項>

(8) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせ、江ノ島会場と腰越漁港間の国道134号における歩行環境や道路景観を改善すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

国道134号の腰越漁港付近とそれに続く腰越橋までの歩道整備の要望とお聞きしており、歩道整備計画の策定に向け、調査に着手いたしました。

腰越漁港付近は、漁港に隣接していることから、漁港管理者である鎌倉市の協力が不可欠であり、引き続き鎌倉市の協力を頂きながら事業に取り組んでまいります。

.....  
<要望事項>

- (9) 高規格幹線道路等の計画区域には、人家の移転が予定されるため、道路事業用地対象者への配慮や地元農業者の営農継続、営農集落の再生等に配慮した対策を講じること。

<<措置状況>>【県土整備局】

高規格幹線道路等の整備に当たっては、道路事業用地対象者への配慮など、御要望の趣旨を踏まえ、可能な限り配慮して事業を進めていくよう、引き続き事業者働きかけてまいります。

.....  
<要望事項>

2 県道等の早期事業化、整備

- (1) 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道26号(横須賀三崎)間の都市計画決定区間の早期整備及び逗子区間について早期着工すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

三浦半島地域においては、現在、「(都)安浦下浦線」や「三浦縦貫道路Ⅱ期(北側区間)」の整備に重点的に取り組んでいるところです。

三浦半島中央道路の南側区間についても、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けている重要な幹線道路であると認識しており、引き続き道路計画に必要な調査、検討を進めてまいります。

また、三浦半島中央道路の北側区間約1kmについて、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けており、以前は地元の強い反対がありましたが、平成26年度以降、交通量調査などの調査の実施については地元自治会の概ねの理解を得られ、これまで交通量調査や地質調査を行ってまいりました。

今後も調査結果の報告や新たな調査の内容など、丁寧に地元説明を行いますので、関係市町におかれては、地元自治会への説明など、引き続き御協力をお願いします。

.....  
<要望事項>

- (2) 県道24号(横須賀逗子)について、早期の交差点改良や拡幅を実施すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

県道24号(横須賀逗子)の都市計画に基づく道路拡幅については、本計画に位置付けておらず、拡幅改良を進めることは困難ですが、逗子警察署入口交差点は三浦半島中央道路北側区間が接続する交差点でありますので、三浦半島中央道路北側の整備にあわせて、拡幅等の改良工事を行うこととなります。

.....  
<要望事項>

- (3) 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間を早期に整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側(先行整備)区間の約1.9kmについては、埋蔵文化財発掘調査に時間を要

しておりますが、平成29年度、整備区間において最大となる橋梁の上部工を発注しました。

引き続き地元市の御協力を得ながら、平成31年度の供用を目指して整備を進めてまいります。

また、都市計画道路西海岸線の未整備となっている延長約2.5kmについては、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」として位置付けております。

本路線は、自然豊かな小網代の森に近接し、小網代湾を跨ぐ大規模な橋梁が必要となることから、自然環境への影響やコスト縮減への対応など、具体的な調査・検討が必要となります。

このため、環境調査については、平成27年度から実施しております。今後は、橋の形状等についても具体的な検討を行う予定です。

.....

<要望事項>

(4) 県道215号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備を早期に実施すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道215号（上宮田金田三崎港）の江奈湾付近については、平成26年度から精力的に工事を進め、平成29年度の発注工事で法面工事が完了し、残るはバスベイ設置や舗装工事などとなります。

今後も引き続き三浦市と連携を図り、地元関係者の御理解、御協力をいただきながら、早期の完成を目指してまいります。

.....

<要望事項>

(5) さがみ縦貫道路のアクセス道路でもある藤沢大磯線について、周辺道路からの影響も勘案し環境対策を講じるとともに、未整備区間を含む全線において安全対策をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

藤沢大磯線については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、茅ヶ崎市からの御要望を踏まえ、効果や効率性の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

.....

<要望事項>

(6) 都市計画道路「東海岸寒川線」のうち、みずき交差点から県道47号（藤沢平塚）までの区間を整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路「東海岸寒川線」については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、茅ヶ崎市からの御要望を踏まえ、効果や効率性の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

.....

<要望事項>

(7) 都市計画道路「新国道線」のうち、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）から県道404号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

御要望の区間については、「かながわのみちづくり計画」に、「将来に向けて検討が必要な道路」として反映したところですが、引き続き地元市が主体となって、課題の整理など計画の熟度を高めたいいただき、県としても地元市の検討に協力してまいります。

.....

<要望事項>

(8) 県道40号（横浜厚木）の境橋から中央7丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手をすること。また、小田急線踏切（大和1号）の改良をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道40号（横浜厚木）の境橋から中央7丁目までの区間の整備については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、大和市からの御要望を踏まえ、効果や効率性の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

小田急江ノ島線大和1号踏切については、歩行者の安全を確保するため、拡幅することで鉄道会社と調整しております。

.....

<要望事項>

(9) 県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の事業認可区間の早期完成をすること。また、交通安全対策の実施と事業認可区域外の早期事業化をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の横浜市境から約1.0km区間については、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けています。

平成14年度から4車線化事業に着手し、平成22年度からまとまった用地の確保ができた箇所の歩道整備を行っております。

また、事業区間西側の旧県道から桜ヶ丘1号踏切間の安全対策については、これまでに概ね6割の歩道設置工事が完了しております。

今後も地元住民の御理解を頂きながら用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めてまいります。

なお、事業認可区間外の早期事業化については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、大和市からの御要望を踏まえ、効果や効率性の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

.....

<要望事項>

(10) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第1期事業区間）を事業期間内で確実に完成し、第2期及び第3期区間の継続的な施工をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路相模原二ツ塚線については、都市計画道路町田南大野線から県道50号（座間大和）までの区間を、「かながわのみちづくり計画」において「整備推進箇所」に位置付けており、平成29年度は、用地取得や車道部の舗装工事を進めております。

また、県道50号（座間大和）以南については、今後の検討課題としております。

.....

<要望事項>

(11) 都市計画道路「相模原二ツ塚線」及び「水窪座間線」の第1期事業区間の早期整備、供用開始をするとともに、全線の事業実施をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路相模原二ツ塚線については、都市計画道路町田南大野線から県道50号（座間大和）までの区間を、「かながわのみちづくり計画」において「整備推進箇所」に位置付けており、平成29年度は、用地取得や車道部の舗装工事を進めております。

また、県道50号（座間大和）以南については、今後の検討課題としております。

.....

<要望事項>

(12) 都市計画道路「寺尾上土棚線」の県道40号以北について早期に整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路寺尾上土棚線の延伸については、「かながわのみちづくり計画」において、県道40号（横浜厚木）から（都）緑ヶ丘大塚線までを「事業化検討箇所」として位置付けておりますが、住宅密集地や学校などの公共施設を通過するほか、相模鉄道との立体交差が必要となるなど、様々な課題があります。

そこで、広域的な観点から県が事務局となって、平成26年に関係する3市（綾瀬市、海老名市、座間市）との勉強会を立ち上げ、これまで、基本事項や道路ネットワークの確認など、事業化に向けた課題整理に取り組んできたところであり、平成29年度は、4車線化が実現した場合の事業効果などを検討しております。

.....

<要望事項>

(13) 県道45号（丸子中山茅ヶ崎）、県道40号（横浜厚木）、県道42号（藤沢座間厚木）の歩道及び主要交差点付近の右折車線等を早期に整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県では、自動車や歩行者の交通量を踏まえ、歩道整備や右折レーンの設置を進めており、綾瀬市内では、県道42号（藤沢座間厚木）の大上地区の歩道整備や県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の吉岡交差点で右折レーンの設置を、藤沢市内では、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の用田交差点で右折レーンの設置を実施しております。

事業中箇所の進捗状況をみながら、次の整備箇所について検討してまいりますが、事業着手に当たっては地元の合意形成が必要なことなどから、地元市の御協力をお願いいたします。

なお、綾瀬市内の県道40号（横浜厚木）の小園交差点では、交差する市道の改良計画があると同っておりますので、市道の改良に合わせて右折レーン設置を検討してまいります。

.....

<要望事項>

(14) 県道45号（丸子中山茅ヶ崎）、県道40号（横浜厚木）について、4車線化に向け早期に事業計画を策定し整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道45号（丸子中山茅ヶ崎）と県道40号（横浜厚木）については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、綾瀬市からの御要望を踏まえ、効果や効率性の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

.....

<要望事項>

(15) 県道22号（横浜伊勢原）について、早期に都市計画決定等の手続きを進めるとともに、拡幅整備を事業化すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道22号（横浜伊勢原）について、まずは、用田バイパスから県道46号（相模原茅ヶ崎）までの約2.1km区間について4車線化に取り組むこととしており、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けております。

これまで、道路計画について地元説明を行ってきたところであり、今後も市の協力を得ながら、

出来るだけ早期の都市計画決定を目指してまいります。

.....  
<要望事項>

(16) 県道407号（杉久保座間）の幅員が狭い国分地区、杉久保地区、同地区内交差点の危険箇所を早期に拡幅整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の箇所については、現時点では事業化の可能性が低く、拡幅整備を進めることは困難と考えておりますが、当面の交通安全対策を実施しております。

具体的には、南側の杉久保地区で、市が実施している水路（釜坂川）の暗渠化と連携して歩道整備（幅員2m以上）を行っており、約180mが完成し、残りの80m区間についても、順次取り組んでまいります。

また、北側の国分南1・2丁目地区については、舗装及び側溝の補修工事にあわせて、実施できる安全対策を実施いたしました。

今後も引き続き、市や交通管理者と連携して当面の安全対策に取り組んでまいります。

.....  
<要望事項>

(17) 県道40号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点改良事業への早期着手と国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅による安全対策を実施すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

県道40号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点については、右折レーンがなく渋滞していることは認識しており、事業を進めたいと考えておりますが、用地取得が難航している状況です。

引き続き用地交渉を進めてまいります。交差点改良事業のみではなく周辺のまちづくりとあわせて、地元の協力がいただけないと実現が困難な状況ですので、海老名市の協力が不可欠と考えております。

県道40号（横浜厚木）の国分坂下交差点から海老名小学校までの歩道拡幅については、海老名市通学路交通安全プログラムに基づき、「海老名市立小中学校通学路安全対策委員会」が合同点検の実施箇所に決定した場合は、合同点検の場で現地の状況を確認し、県ではどのような対応が可能か、市や交通管理者などとともに検討してまいります。

.....  
<要望事項>

(18) 都市計画道路「河原口中新田線」の未整備区間、「中新田鍛冶返線」の整備区間延長、「下今泉門沢橋線」の早期事業着手と国道246号交差点までの北伸整備に取組み、渋滞の緩和と歩行空間の確保をすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路「河原口中新田線」の相模大橋までの区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しており、地元の海老名市で課題の整理など進めていただきたいと考えております。

都市計画道路「中新田鍛冶返線」については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、海老名市からの御要望を踏まえ、効果や効率性の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映していません。

都市計画道路下今泉門沢橋線は、県道51号（町田厚木）までの延長約1km区間を、「かながわのみちづくり計画」に、「整備推進箇所」として位置付けております。河原口勝瀬線から県道40号（横浜



厚木) までの区間については、右折レーン設置などの暫定改良に向けて、平成29年度も引き続き用地取得を進めます。また、平成29年度は、河原口大綱交差点において、右折レーン設置工事を行いました。本格的な整備については、効率的に事業を進めるため、道路アンダーから道路オーバーへの都市計画変更を行ったところであり、今後も海老名市の協力を得ながら、事業推進に努めてまいります。

なお、国道246号交差点までの北進整備については、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しております。まずは、地元の海老名市が主体となって、課題の整理など基礎的な検討を行い、計画の熟度を高めていただくことが必要だと考えており、県としても市の検討に協力してまいります。

.....  
<要望事項>

(19) 都市計画道路「穴部国府津線」、「小田原中井線」の整備を促進すること。「城山多古線・小田原山北線」については、早期に整備着手すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路穴部国府津線、同小田原中井線、同城山多古線・小田原山北線については、いずれも小田原市域や足柄地域における交通ネットワークを強化する重要な幹線道路です。

このため、全ての路線を「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付け、用地取得や交差する鉄道事業者との調整などを進めており、引き続き整備を推進してまいります。

特に、城山多古線・小田原山北線は、小田原、南足柄両市間の交流・連携を支える、大変重要な路線と認識していますので、今後も引き続き用地取得など着実に整備を進めてまいります。

なお、本県の厳しい財政状況の中、これら路線の整備推進には、交付金等を活用した予算確保が必要でありますので、小田原市の御協力もいただきながら、様々な機会を捉えて国へ強く要望してまいります。

小田原中井線については、小田原市羽根尾から国道1号までの区間を、「かながわのみちづくり計画」の「整備推進箇所」に位置付けており、これまでに起終点において一部用地取得を行いました。

今後も引き続き地元の御協力を得ながら、事業推進に努めてまいります。

.....  
<要望事項>

(20) 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の建設を早期実現すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

都市計画道路金子開成和田河原線の県道711号(小田原松田)から国道255号までの区間については、「かながわのみちづくり計画」に「整備推進箇所」として位置付けています。

大井町は、この区間のJR御殿場線との交差方式について、道路を高架化する計画から地下化する計画に見直す都市計画変更を、平成29年12月に行いました。

今後も、引き続き大井町と連携しながら、事業進捗に努めてまいります。

また、都市計画道路和田河原開成大井線の同沼田班目線から県道74号(小田原山北)までの区間については、今後の検討課題と考えております。

.....  
<要望事項>

(21) 南足柄市と箱根町の連絡道路の実現に向けて工事費等を確保し早期に完成すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

南足柄市と箱根町を連絡する道路は、県西地域の新たな道路ネットワークを形成し、災害時の代替ルートになるとともに、観光振興をはじめとする地域活性化にも役立つ重要な社会基盤です。

平成27年度に本格的な工事に着手し、平成29年度は、法面の防災対策工事や道路改良工事を実施

しており、今後も引き続き東京2020オリンピック・パラリンピック開催までの開通に向けて、整備を推進してまいります。

.....  
<要望事項>

(22) 県道74号(小田原山北)と県道717号(沼田国府津)の交差点及び相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

沼田交差点及び相模沼田交差点については、交通量等の基礎調査を実施してきたところですが、工事着手については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

.....  
<要望事項>

(23) 県道21号(横浜鎌倉)の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道32号(藤沢鎌倉)の鎌倉大仏周辺、県道204号(金沢鎌倉)の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道311号(鎌倉葉山)の全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策を早期に検討すること。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に合わせた歩行環境や道路景観を改善すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

一般的に歩道拡幅等で歩行者空間を改善するためには、用地買収が伴いますので、多くの時間を必要としますが、加えてこの地域においては、史跡や歴史的建造物が多いこと、自然環境の保全への配慮が必要なこと等、この地域特有の課題があります。

今後は、具体的にどのような取組ができるのか、鎌倉市からの御提案もいただきながら検討する必要があると考えております。

.....  
<要望事項>

3 広域農道の整備

広域農道小田原湯河原線は、農業発展に寄与するだけでなく、防災上の観点からも重要であることから、引き続き路線全体の整備を促進すること。

<<措置状況>>【環境農政局】

広域営農団地農道整備事業(小田原湯河原線)については、県西地域の農業の発展と活性化につながるよう、国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指してまいります。

.....  
<要望事項>

4 橋梁の整備

「SS9橋緊急整備計画」による(仮称)相模新橋(都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部)を早期に整備すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

相模新橋(仮称)については、まずは、歩行者等の交通安全の観点から、取水堰の管理橋として使用されている橋を、歩行者と自転車に限定して供用したいと考えており、引き続き地元の厚木市及び海老名市と協力しながら取り組んでまいります。

.....

<要望事項>

5 交通円滑化と利便性向上

本町山中有料道路、三浦縦貫道路の通行料金の引き下げ、逗葉新道の無料化をすること。

平成31年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴い通行料金を見直す場合においても、三浦半島3有料道路の料金は据え置くこと。

また、利便性向上のためETCを導入すること。

《措置状況》【県土整備局】

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは困難な状況です。

逗葉新道については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。

三浦半島中央道路が県道24号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでまいります。

今後、消費税が8%から10%に引き上げられる際の料金改定については、国から示される方針に基づいて対応していくこととなりますが、これまでの料金値上げの経緯を踏まえ、地元の声を受け止めながら対応してまいります。

ETCについては、導入コストが安い、簡易なETCの実用化に向けた検討が、国等の関係機関により進められているところであり、実用化の目途がたった段階で道路公社とともに検討してまいります。

.....

<要望事項>

6 自転車通行帯の整備

交通の大動脈である国・県道における自転車通行帯等を整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

国が定めた「自転車利用環境創出ガイドライン」によれば、自転車通行環境の改善等を進めるに当たっては、まず市町村が自転車ネットワーク計画を策定することとされております。

県では、計画策定時に参画するとともに、ネットワーク計画で選定された県が管理する路線について実施可能な自転車通行空間の整備を検討してまいります。

---

## 28 都市交通施策の推進

---

<要望事項>

1 鉄道延伸の「かながわ交通計画」への位置付け

小田急多摩線の上溝以西の延伸及び相鉄線の乗り入れや延伸について、「かながわ交通計画」に位置付けること。

《措置状況》【県土整備局】

国の交通政策審議会の答申において、小田急多摩線の上溝以西の延伸を検討する場合には、唐木田から上溝までの延伸整備の進捗状況を踏まえつつ行うことが適当であるとされており、「かながわ交通計画」への位置付けについては、この答申を踏まえるとともに、地元の取組状況も考慮しながら、検討してまいります。

相鉄線の乗り入れや延伸については、まずは、その必要性や事業性など、様々な観点から検証していく必要があります。地域において議論を深めていただきたいと考えております。

.....

<要望事項>

2 神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金の確保

神奈川県地域間幹線系統確保維持費補助金について、十分な予算を確保するとともに、近年の国の積極的な取組みを鑑み、県補助金においても多様化する運行形態を広く補助対象とし、広域自治体としての役割を十分に発揮すること。

<措置状況>【県土整備局】

県では、「生活交通確保対策地域協議会」の協議結果により、広域性と確保維持の必要性が認められる既存バス路線を「地域間幹線系統確保維持費補助金」の対象としており、国と協調して当該路線の確保・維持を支援しているところです。

.....

<要望事項>

3 コミュニティバスの運行支援

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的とする市町村によるコミュニティバスの運行には、多額の財政負担が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。

<措置状況>【県土整備局】

国は、「地域公共交通確保維持改善事業」により地域公共交通に係る取組の支援を行っていますが、国の補助を受けているものは一部にとどまっています。

そこで県は、地域の実情に応じて、きめ細やかな地域公共交通の確保の取組を推進できるよう、補助要件の緩和などの支援の拡大を、引き続き国に働きかけてまいります。

.....

<要望事項>

4 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進

公共交通を推進し交通渋滞の緩和等を図るため、県内で導入が進むバスの公共車両優先システム（PTPS）導入を推進すること。

<措置状況>【警察本部】

公共車両優先システム（PTPS）については、県警察による光ビーコン等の整備が必要となりますが、同時に、バス事業者において光ビーコンと通信をするための車載機をバスに設置する必要があります。

導入については、交通需要、交通環境を踏まえた上で、整備する路線、整備の時期、内容等についてバス事業者と連携し検討してまいります。

.....

<要望事項>

5 ロードプライシングの推進

多くの地域から観光客が訪れる鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の施策である（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

<措置状況>【県土整備局】

県では、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」に委員として参加しており、引き続きこうした場を通じて必要な技術的助言を行ってまいります。

## 29 河川・海岸の整備

### <要望事項>

#### 1 河川の整備

(1) 平成27年4月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、小出川の治水面上における安全対策を講じるとともに、相模川左岸の築堤の早期整備及び具体的な河川整備内容を明らかにする相模川河川整備計画を早期に国と策定すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

小出川については、時間雨量50mmの降雨に対応できるよう、「小出川・千の川河川整備計画」に基づき、下流から順次、川幅を広げる護岸工事や、橋梁の架け替え工事のほか、遊水地の整備に向けた調査を進めております。

現在は、聖天橋の架け替え工事などを実施しており、遊水地については、これまでに茅ヶ崎市の行谷地区を最有力候補地として選定し、地権者向けの説明会や地形測量を実施しています。

引き続き、遊水地整備の位置や形状を検討するための基本計画や地質調査を進めてまいります。

また、相模川の国土交通省直轄区間の築堤整備の促進については、県としても早期整備について国に要望しているところであり、引き続き御要望の趣旨を国に伝えてまいります。

「相模川河川整備計画」については、平成30年2月に計画の案をお示しするとともに、流域の市町村長に意見を伺っているところです。

引き続き早期策定に向け、国と連携して取り組んでまいります。

### <要望事項>

(2) 平成26年6月の引地川、境川の特定都市河川への指定により、市民や事業者、流域自治体に対する新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、両河川の未整備箇所において、治水対策の根幹をなす河川改修を速やかに推進すること。

#### 《措置状況》【県土整備局】

境川及び引地川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めております。

引地川については、藤沢市内において、4つの池からなる下土棚遊水地の整備を進めております。早期に整備効果を発揮させるため、一番下流側の池について、重点的に整備を進めており、この池については、平成29年度に供用を開始する予定です。なお、遊水地全体については、平成32年度の供用を目指します。また、藤沢市と大和市の境において、大山橋の架け替えを進めており、平成28年度から平成29年度に橋梁の架替工事を実施し、護岸の整備を含め、平成30年度の完成を目指してまいります。さらに、その上流の千本桜区間については、平成28年度から、順次、区間を区切って整備を進めています。

境川については、相鉄線の橋梁付近の約1.1km区間において護岸の整備に取り組み、現在、相鉄線の橋梁の架け替えに向けて準備を進めており、これまでに橋梁の設計が完了しております。引き続き護岸の整備を進めるとともに、橋梁架け替え工事の早期着手に向け、土地所有者の御理解を得ながら用地取得に取り組んでまいります。

今後も「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に基づき、境川、引地川の河川整備を推進してまいります。

### <要望事項>

(3) 蓼川について、浸水対策のために重点整備区間を早期に整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

蓼川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備を進めております。

蓼川の引地川合流点から比留川合流点までの約1.2kmの区間については、平成32年度を目途に、都市計画道路の橋梁新設や既設橋梁の架け替え工事との調整を図りながら、護岸整備を完了する予定でおります。

比留川合流点から上流については、これまでに中川橋までの約0.6kmの区間の護岸整備が完了しており、引き続き上流に向けて整備を進めてまいります。

.....  
<要望事項>

(4) 浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政措置を講じるとともに、流域市町への浸水対策として目久尻川、蓼川、引地川の河川改修を早期に取り組むこと。

.....  
《措置状況》【県土整備局】

目久尻川、蓼川及び引地川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、目久尻川は時間雨量50mm、引地川と蓼川は時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備などを進めております。

.....  
<要望事項>

(5) 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等の一層の促進とともに、集中豪雨に対応するため、目久尻川の新たな河川改修をすること。

.....  
《措置状況》【県土整備局】

永池川の東名高速道路交差部より上流の流橋までの延長1.3kmの未整備区間については、下流から順次区間を区切って整備を進めることとしております。現在は、最下流の約0.5kmについて、整備に取り組んでおり、平成25年度から用地買収に着手し、平成28年度末までの用地取得率は約7割となっております。

今後も、引き続き用地買収を推進しながら、早期の整備を目指してまいります。

目久尻川については、時間雨量50mmの降雨に対応する整備が概ね完了していますが、一部堤防の高さが足りない箇所、堤防の高上げ工事などを行っております。

目久尻川の新たな河川改修については、県内にはまだ時間雨量50mmの降雨に対応する整備が完了していない河川も多くありますので、まずはそれらの河川について、優先的に整備を進めてまいります。

.....  
<要望事項>

(6) さがみグリーンラインの整備について、相模川における水辺の軸を基軸として、各スポーツ施設のネットワーク化を図り、新たなスポーツイベント等の創出につなげるため、さがみグリーンライン整備を計画的に早期完了すること。

.....  
《措置状況》【県土整備局】

さがみグリーンライン自転車道は、相模川の中流部の座架依橋から河口部の湘南大橋に至る計画延長約21kmの路線であり、このうち、さがみ縦貫道路と並行する約10kmを先行整備区間と位置付け、平成37年度までに整備を終えることを目標に事業を進めております。

この区間の用地は概ね取得済であり、河川の工事に影響がないなど、条件が整った箇所から順次工事を進めております。

平成29年度は海老名市域において、これまで供用した約800mの上流側に続く約500mの区間で舗装工事を行い、年度末には供用を開始する予定であり、今後も引き続き工事を進めていきます。

また、さがみグリーンラインの緑地については、関連する事業の進捗状況等を注視しながら、自転車道の整備に合わせて取り組んでまいります。

.....  
<要望事項>

(7) 浸水被害対策として、雨水の放流先である一級河川玉川、小鮎川及び荻野川において、放流量が抑制されずに河川に放流できるようにすること。

<<措置状況>>【県土整備局】

玉川、小鮎川及び荻野川では、一部の区間を除き、時間雨量概ね40mmの降雨に対応できる整備状況となっており、現在は、上下流と比較して流下能力の低い箇所の整備に取り組んでいるところです。

浸水被害を軽減する対策としては、河川整備の進捗状況に応じて、下水から河川への放流量を見直すことなどについて、市と調整してまいります。

.....  
<要望事項>

(8) 二級河川山王川の河川の整備を促進すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

山王川については、「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量概ね43mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備を進め、河口から富士見橋の区間は、護岸の整備が完了しております。

現在は、富士見橋から小田急線橋梁の区間で、河幅を広げるための用地買収を進めており、平成27年度からは用地を確保できた箇所で護岸の整備に着手しており、引き続き整備を進めてまいります。

また、小田急線橋梁については、架替えに向けて鉄道事業者と調整を進めており、現在は橋梁の設計を小田急電鉄へ委託しております。

.....  
<要望事項>

(9) 狩川・内川等県管理の河川において、土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等への対応や下流地域の安全のためにも、早期に河床を浚渫すること。

<<措置状況>>【県土整備局】

河川に堆積した土砂の撤去については、現在の河道の流下能力を最大限活かすために重要な取組と考えており、また、多くの市町村から御要望をいただいていることから、県全体での堆積土砂の撤去に係る予算を増額したところです。

個々の河川での実施に当たっては、堆積状況を見ながら実施することとしており、狩川・内川等については、今後、必要に応じて堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

.....  
<要望事項>

2 海岸等の保全

(1) 県管理地である海岸の侵食対策について、漁港やサイクリングロード等への飛砂侵入抑止効果及び海環境の保全効果も踏まえ、強風等により過剰に堆積している自然の海砂を活用するとともに、老朽化や砂に埋もれている竹箆柵等の改修を推進し、効果的な砂浜維持を行うこと。

特に侵食が激しくサイクリングロードの崩落の危険性もある箇所については緊急的かつ計画的な対策を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

茅ヶ崎海岸では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一带に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しているところです。今後も引き続き、企業庁や茅ヶ崎市と連携して、養浜事業を進めてまいります。

また、竹簀柵は、サイクリングロードや国道134号の通行機能の維持を図るため、飛砂の抑制が必要な箇所に設置しており、今後も引き続き定期的に補修や更新を行ってまいります。

特に侵食が著しい菱沼地区については、侵食によるサイクリングロードへの影響を考慮し、平成28年度からかご枠の設置工事を実施しており、今後も引き続き対策に取り組んでまいります。

＜要望事項＞

(2) バーベキュー等の無秩序な海岸利用を制限する等の海岸管理対策、早急な砂浜浸食の原因調査による最良の養浜対策と改善対策に取組み、これらを踏まえた総合的な海岸管理の方策を県条例により定めること。

《措置状況》【県土整備局】

県では、関係市町や庁内関係部局で構成する「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」を設置し、海岸利用の課題等に関する今後の取組方針に基づき、海岸利用の課題等について、対応を図っております。

バーベキュー等の適正利用については、地域の個性を尊重して、県条例等の一律の海岸利用の規制は設けずに、前述の取組方針に基づき、市町が海岸利用について定める「海・浜ルール」の周知・啓発に取り組むこととしており、キャンペーンの実施などについて支援してまいります。

また、県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しております。

今後も引き続き、砂浜の移動現況調査等を行いながら、養浜事業を効率的、効果的に取り組んでいくとともに、良質な養浜材の確保に努めてまいります。

---

## 30 農林水産業の振興

---

＜要望事項＞

1 農地の相続税納税猶予制度の拡大

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に係る納税猶予制度の基準緩和と適用拡大について、国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

市街化区域外農地及び生産緑地において、農業用施設用地を相続する場合にも、相続税納税猶予制度の対象とするよう国に要望し、それに沿った方向で調整が行われていると認識しておりますので、今後も国の動向を注視し、必要な提案を行ってまいります。

＜要望事項＞

2 農薬成分残留粗飼料の輸入禁止

日本では許可されていない除草剤であるクロピラリドを使用して生産された粗飼料が輸入されないよう国に働きかけること。



《措置状況》【環境農政局】

クロピラリドを使用して生産された粗飼料の輸入禁止については、平成29年6月19日に開催された国の会議等において申入れしております。引き続き、機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....  
<要望事項>

3 漁港等の整備

(1) 6次経済の構築をめざし、漁港施設の高度衛生管理の更なる推進をはじめとする各施策を推進するとともに、市が行う施策について必要な支援をすること。

《措置状況》【環境農政局】

漁港の高度衛生管理事業については、引き続き地元市や漁業関係者等と連携しながら着実に事業を推進するとともに、地域の活性化につながるよう漁港の環境整備を推進してまいります。

.....  
<要望事項>

(2) 県西3市9町約56万人の魚食を支える小田原漁港について、特定漁港漁場整備事業（新港西側地区）の平成30年度完成に向けた予算を確保し、円滑に事業を推進するとともに、市が行う公設水産地方卸売市場の再整備の検討に当たり、国・県等の関係機関との協議調整等において、必要な支援をすること。

《措置状況》【環境農政局】

小田原漁港特定漁港漁場整備事業（西側地区）については、平成30年度末の完成に向けて、平成30年度当初予算で所要の措置を講ずることといたしました。

公設水産地方卸売市場の再整備については、小田原市公設水産地方卸売市場再整備準備検討会に引き続き参加し、市や関係機関と連携しながら、検討を進めてまいります。